

参議院内閣委員会會議録第十九号

昭和三十三年四月九日(火曜日)午後一時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 龜田 得治君
理事 上原 正吉君
大谷 藤之助君
秋山 長造君
竹下 豊次君

委員

西岡 ハル君
松村 秀逸君
伊藤 朝道君
田畑 金光君
永岡 光治君
八木 幸吉君
國務大臣 松浦周太郎君
建設大臣 南條 徳男君

政府委員

人事院事務局長 瀧本 忠男君
人事院事務局長 廣徳 庄意君
人事院事務局長 大山 正君
官房公務制度調査室長 八巻淳之輔君
總理府恩給局長 岸本 晋君
大蔵省主計局給与課長 中西 實君
労働省労政局長 鬼丸 勝之君
建設省住宅局長事務取扱 杉田正三郎君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
専門員 内閣委員会會議録第十九号

説明員

建設大臣官房 日本住宅公団 南郷 哲也君
首席監理官 日本住宅公団 加納 久朗君
公団総裁 日本住宅公団 吉田安三郎君
公団理事

参考人

本日国会に付した案件
○国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○国家行政組織に関する調査の件(堺市における公団住宅問題に関する件)

○委員長(龜田得治君) これより内閣委員会を開会いたします。
委員の變更について御報告いたします。

四月五日付、井上知治君が辞任され、その補欠として迫水久常君が選任されました。

○委員長(龜田得治君) まず、国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案を議題に供します。本案について御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○田畑金光君 給与担当の國務大臣にお尋ねいたしますが、今回政府は、一般職の職員給与に関する法律の改正案を出してあるわけですが、これは、昨年十一月の公務員制度の改革に関する公務員制度調査会の答申に基

て、その中の給与関係のみをまた提案しておるといふことだと見るわけであり、給与体系の是正、あるいは地域給の廃止をして今回暫定手当に持つていく等の方針を出したわけであり、具体的にはどういふ改革を考えておられるのか、政府の方針を承わってきたいと思ひます。

○國務大臣(松浦周太郎君) 御指摘の問題に對しましては、今国会に提出いたしました給与体系を改訂するという問題は、今提案いたしまして、討議をしていただいております。直接には、昨年の人事院勧告の趣旨を尊重して、提案いたしておりますのであります。そのほか、人事院の方の勧告をいたしましては、退職年金等の問題が関連して出ておりますので、これは、今後検討して善処いたしたいと思ひます。

○田畑金光君 人事院の勧告に基いて出されたのが今度の給与体系の改正であるようにありますが、それと関連して、公務員制度調査会から、公務員制度全般の問題について答申が出ています。その中には、先ほど申し上げたように、給与問題も取り扱っておりますが、さらに国家公務員の性格とか範囲とか、いろいろ出ているわけ、こういうようなその他の問題について、政府はどういう考え方をもち、そのか、それをお尋ねしているわけ

問題に對しましては、先ほども一部御答申申し上げたのでありますが、公務員制度の改革については、御指摘のよう、一昨年の十一月に行われた公務員制度調査会の答申に従つて、目下事務的に検討させている次第であります。その内容は、現行の制度は、戦前の封建的な官吏制度を、近代的な、民主的な公務員制度に切りかえたもので、この新制度の根本理念を堅持しながら、わが国の実情に適した、簡素かつ能率的な制度に改める必要があると考えておる次第であります。具体的な問題については、さらに今後、検討いたしたいと思つております。

○田畑金光君 たとえば、この答申の中に、こういう言葉があるわけですが、公務員制度改革に當つては、公務員の国民全体に対する奉仕者としての本質を一そう明らかにし、少数有能な公務員が、公務員としての自覚に徹し、定年制のもとに、改善された待遇を受けつつ、安んじて公務に専念し、その能率を上げることができるようになること、こういうように定年制の実施等についても、改革の一環として考へておられるわけですが、すでに地方公務員については、先国会法律で出ておりますが、国家公務員等につきまして、この定年制の実施、こういうような点等については、どういふように考へておられるわけですか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 適切な定年制の採用を考慮することであるのであります。目下検討中であり、

で、具体的な結論にまだ達していません。今、鋭意検討中でございます。

○田畑金光君 その鋭意研究中ということ、大体この国会で成果を得て出そうということなのか、次の通常国会をめぐりに公務員制度全般について考へておられるのか、どういふことなんでしょうか。

○國務大臣(松浦周太郎君) もう今国会も末期に近くなつておりますし、まだ十分の検討の結論が出ておりませんので、来国会にはぜひ一つ提案いたしたいと、そういう目的のもとに努力いたしておる次第であります。

○田畑金光君 来国会には、伝え聞くところによると、公労法の改正等についても、特に労働省は研究を進めておるようであり、公務員制度についても、次の国会をめぐりに、公務員法の改正について考へておられるわけですか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 公労法の問題については、今もいろいろ問題になつておりますけれども、いまだこう直すという方向をきめておりません。公務員の問題につきましては、御指摘になりましたように、来国会に改正案を提案したいという意図を持っております。

○田畑金光君 公労法についてはまだ考へていない、国家公務員法については、来国会をめぐりに改正案を出すというわけですが、今伝え聞くところとむる逆で、公労法が先になるように見えているわけですが、公務員法の改正を

出されるというお話で、そうしますと、具体的には、この公務員制度調査会の答申の趣旨に基いて、全般的な検討をなされようというお考えですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 大体お問いのような、公務員制度調査会の答申に従ってやろうと思っております。

○田畑金光君 たとえば、この答申の中にもありますが、労働権及び労働条件の問題でありますけれども、これは、公労法適用の三公社五現業についても、同様に検討を進められるものと考えてますが、国家公務員について、この労働権等については、どういうお考えをお持ちなんですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 事務的な問題です。

○政府委員(大山正君) ただいま御質問の労働権及び労働条件につきましては、御承知のように協議会方式をとるようになっているところでありますので、私も、事務的にはこの線に沿って立案したいと考えておりますが、なかなかむずかしい問題が含まれておりますので、ただいまのところ、具体的に結論を申し上げるという段階にまだ至っておりません。

○田畑金光君 協議会方式ということはどういうことなのか、今の公務員法に基いて、公務員等については、労働権というものが非常に制約を受けておるわけでありまして、今度、協議会方式をとられるというわけですが、その協議会方式の内容として、団結権とか、あるいは団体交渉権までは国家公務員にも認めようという考え方であるのか、あるいは団体交渉権等までは認めないで、今の現行法にあるような団体交渉という程度の、軽いものをお考え

おるのか、こういう基本的な労働権のあり方というもののついて、どういうお考えをお持ちされるのか、この問題については、私は労働大臣にも強く考えていただきたいことは、人事院廃止の問題が出ておるわけですが、この間も岸総理自身、今の人事院については、占領行政の所産であつて、これを改めたい、こういう御答弁でした。

内閣に国家人事局を持ち、外局として国家人事委員会を設ける、こういう考え方ですが、当然人事院の政組ということとは、公務員の労働基本権と関連して考えなければならぬ問題だと思つて、人事院を廃止するとなれば、これは労働権を強化する、公務員の基本的権利をより前進させる、そうして初めて両々相対することになるわけで、今の協議会方式によるというようなことは、何のことかわかりませんが、この辺はどういうことになるのか。

○政府委員(大山正君) ただいまの公務員制度調査会の答申の内容は、御指摘のありました団結権、団体交渉権等につきましては、大体現行法の考え方をとりながら、団体交渉のやり方につきましては、それぞれ当局側と職員団体側とが代表を出しまして、定期的に会合して、いろいろ問題を処理していく、そういう意味の協議会方式を答申されたというように考えておりますので、私も、事務的にはその線に沿って検討していきたい、かように考えております。

○田畑金光君 大臣にお尋ねします、これはすでに与野の政調会あるいは総務会でも、人事院の廃止をこの国会に提案するということはきまつてお

ると聞いておりますが、そうなつておるのかどうかですね。それと関連いたしまして、もしそのようになるとなれば、当然、先ほど申し上げたように、国家公務員の基本的な権利について当局としても考えておられると思つてますが、その点はどういうように考えておられるのか。

○国務大臣(松浦周太郎君) これは、前の国会に、総合的な機構改革の一環として出されておりました、今国会において継続審議の形で検討されておるのであります。党といたしましては、人事院の廃止という問題については、廃止する方がよいという意向が強いようでありまして、しかしながら、人事院が持つておるような独立性を有する国家の人事委員会が、その利益を保護し、人事行政の公正を確保するために必要な機能を引継ぐことになつておるので、公務員の保護機能について

は、従前通りこれを確保していくといふゆる国家人事委員会というもので、この公務員の利益を保護し、また、人事行政の公正を確保するに必要機能を引継ぐものであつて、公務員の保護機能については、従前と全然変らない行き方においてやろうと、こう思つておる次第であります。

○田畑金光君 変らないとおっしゃいますけれども、今度の国家人事委員会というものは、勧告権というものについて、政府内部にはありますけれども、国会に對する勧告なんということではなくなつていくわけですか。これは、従前と比較いたしますと、大きな後退であるわけですか。言ひまでもなく、現在は、国会、政府に對し当然に勧告する

けれども、今お話のような国家人事委員会というものは、政府に勧告し、政府は国会に報告する義務を負ふにとどまるわけですか。そういうふうになつてきますと、性格的にも大きく變つてくるわけですね。現在は、政府から独立して権限を行使するといひまして、今度は大きく政府の中に入つて権限を後退するわけですか、そういうことを考へたときに、当然それに相応する公務員の基本的な権利について、団体交渉権なら団体交渉権をはつきり保障するとか、こういう裏づけがなければならぬと思つておるのです。その点について、先ほどの室長の御答弁では、あいまいでわかりにくいのですが、どういふことになつていくのか、どういふことを今作業、検討しておるのか、もう少し具体的に御答へ願ひたいと思つた。

○政府委員(大山正君) ただいま御指摘のありました公務員法の改正、それに伴う人事院の機構の問題につきましては、御指摘がありましたように、現在の案では、国家人事委員会は内閣に勧告をしまして、内閣がこれを国会に報告するということになつておるのでございまして、ただその際に、内閣は実施するかどうかをすみやかに決定したとき、理由を付してその旨を国会に報告しなければならぬというような内容になつておりました、ある意味におきましては、むしろ勧告の処理について、内閣に責任を持たせておるというような点もあるかと存するのであります。

それから、これと労働権の関連につきましましてありますが、先ほどお答え申し上げましたように、答申の内容

は、現在の団結権、それから団体交渉権という問題につきましては、現在の公務員法の建前をとつておりました、ただ、その団体交渉のやり方として、それぞれ当局側、組合側の代表を出しまして、定期的に協議会を開いて、問題を処理していくという答申に相なつておりましたので、私も、先ほど申し上げたのは、その線に沿つて、しかればどのようなところ協議会を置くのが適当か、あるいは協議会に入る人の選出の方法はどういうふうにしたらいいかというような点につきましては、検討を加えておつたのでございまして、何分にも、いろいろ問題が複雑でございまして、さらに、今回の給与法の改正等に、実は率直に申しまして、相当時間と労力を費しましたので、まだこの答申の内容の具体的な検討にまであまり入つておりませんので、現在の段階におきましては、これ以上具体的な検討の結果について申し上げるような段階に至つておりませんので、御了承いただきたいと存じます。

○田畑金光君 先ほど大臣は、公労法の改正については考えていない、次期国会にも考えていないという御答弁であつたと存じますが、一番公労法改正については大臣が熱心なように承わつておられますが、次の国会も、通常国会にも出さないうんという考へ方ですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 公労法の問題については、今どこを直すかということは、腹はきまつておりません。来国会に出すか出さぬかということもきまつておりません。

○田畑金光君 六日に裁定が出て、すでに閣議においてもこれを尊重する、

完全実施のためにこれを尊重するといふ態度であるといわれれば聞いておりますが、予算化の問題等については、話し合いも進んでいるわけですか。本日閣議等で話し合いはついたわけですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 完全実施とはまだきまつておりませんけれども、実施することは間違いないといふこと、移用、流用、流用で済む程度のものであれば、これは予算化する必要はないと思ひますが、まあ国鉄、郵政等は、予算化する必要があるという議論はいたしました。まだ予算化するといふところまでいっておりません。しかし、従来誠意を持って尊重するといふものを政府は実施する方針のもとに、予算並びに財政的、事務的の措置を講ずるといふことにきよう決定いたしましたから、大体御希望のように達せられると思つております。

○田畑金光君 それは、いつごろまでに予算措置等について最終的な方針がきまるわけですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) これは、御承知のように、この仲裁裁定が下りましたならば、十日以内に国会に対する処置をとらなければならぬのであります。国会に議決を願うような内容であるならば、十日以内にやらなければなりません。従つて、六日の日にしましたから、それから起算いたしまして、十五日ないしは十六日まで、国会に出すか出さぬかといふことをきめなければなりませんから、どうするかという方針がきまらなければならぬと思ひますので、十日以内にきまらう、かように考へております。

○田畑金光君 そうしますと、予算の移流用によつてやる公社現業もありましようし、あるいはお話のように、郵政関係等では、補正予算を組まなくちゃならぬ、こういうところもあるやうであります。そういうようなことも含めて、これは十日以内までにきめて国会に提案する、こういうことでしょうか、しかし、今までの時間的な経過、経緯から見ても、これは、早急に政府としてもきめなければならぬ立場にあると思ふんです。春闘の経過から見ても、また、政府が調停案に対してとられた態度と、仲裁に臨まれたその後の態度等を見ても、これは最近のうちに政府としては最終的な態度がきまるのだと、こう考へてゐるわけですが、それまでに、やはり十日間を待たなければ国会に提案できないのかどうか、この点どうですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) きのうも国鉄の方から、仲裁の方へ文書をもつて質問をいたしております。その文書の回答によつて、どうするかといふことが討議されるやうでございます。でございますから、十日前に各企業ごとに同交もあるやうな内容になつておりますから、その十日前に早く発表することができれば幸いだと思ふのです。十日ぎりぎりのところまでいくやうなこともないし保証はできないのであります。大体十日以内とお考へ願つたら間違いないと思ひます。

○田畑金光君 特に私は、この際お尋ねしておきたいのは、仲裁裁定については、政府はこれを誠意をもって尊重する基本的な態度でとられるわけですが、特に今回の争議の責任者処分について、閣議の中でも、松浦労働相は強く

積極的な態度をとつておられるわけですが、参議院予算委員会における答弁の態度等を見ましても、実に勇ましい態度で、大声疾呼されてゐたわけですが、その後松浦労働相あるいは政府の中には、裁定は裁定として尊重し、実施をするが、処分についてもまた厳格な態度で臨む、こういうことを言つておられるわけですか。ことに四月三日の党と政府首脳との連絡会議においては、処分に対してもし措置がとられた場合に、あるいはまた、労働側から反対闘争が起るだらうといふことを予測されて、輸送の確保とか、あるいは貯蔵の面まで手を伸ばしておられる、準備しておられる、こういうことであります。

○国務大臣(松浦周太郎君) これは、しばしば発表いたしましたことでもございまして、御答弁申し上げたことでもございまして、今別に当時と變つた考へを持つておりません。私は、しばしば申し上げておりますやうに、従来仲裁裁定といふものがそのまゝ用いられたことが多かったやうに聞いておりますが、今度は私は、仲裁裁定はどこのまです尊重すべきである、つまり平たく言ふならば、与えるべきものは十分与えるべきである。しかし、法秩序を乱した場合には、これはまことにお気の毒ではございまして、これにまことに国家の法秩序を維持するために、やはりその償いをしてもらふべきであると、こういう考へを持つております。

○田畑金光君 仲裁裁定を百パーセント尊重し、実施のために身を張つても努力されるという、その態度は実に努力されたいと思ふんですが、そういう態度が今日の歴代の内閣に、あるいは閣僚大臣にあつたならば、私は、いわゆる三公社五現業の賃上げに伴う組合活動といふものは性格が異なり、あるいは内容が違ふ、ニュアンスの異なるものが出ていたと思ふのです。ところが、今のやうに、百パーセント実施するが、今のやうに、担当大臣が身を張つて大蔵大臣と当るのだといふやうなことを今まで聞いたことがない。これは実行はするが、そのかわり処分はするのだといふ、その処分の代償のために今

す。しかし、多数の中には、自分ではそういうことを自発的に考へてゐなかつたけれども、他の誘導によつて、心ならずも道を踏み間違えたといふ人が、私は多数の青年の中にあると思ふのです。当時からそのことは申し上げては、十分情状酌量いたしましたして善処すべきである、しかし、法秩序を乱した場合には、これは法治国として、お気の毒であるけれども、一応償いをしてもらふなければ、日本の秩序は立たないといふ観点の上に立つておりますから、大蔵大臣との間に相当論争もいたして参りましたが、今後もし多少でも裁定の内容に政府がこま切れをするやうなことがあれば、私は、身を挺してもこれを保護したいと思ひます。

○田畑金光君 仲裁裁定を百パーセント尊重し、実施のために身を張つても努力されるという、その態度は実に努力されたいと思ふんですが、そういう態度が今日の歴代の内閣に、あるいは閣僚大臣にあつたならば、私は、いわゆる三公社五現業の賃上げに伴う組合活動といふものは性格が異なり、あるいは内容が違ふ、ニュアンスの異なるものが出ていたと思ふのです。ところが、今のやうに、百パーセント実施するが、今のやうに、担当大臣が身を張つて大蔵大臣と当るのだといふやうなことを今まで聞いたことがない。これは実行はするが、そのかわり処分はするのだといふ、その処分の代償のために今

○田畑金光君 仲裁裁定を百パーセント尊重し、実施のために身を張つても努力されるという、その態度は実に努力されたいと思ふんですが、そういう態度が今日の歴代の内閣に、あるいは閣僚大臣にあつたならば、私は、いわゆる三公社五現業の賃上げに伴う組合活動といふものは性格が異なり、あるいは内容が違ふ、ニュアンスの異なるものが出ていたと思ふのです。ところが、今のやうに、百パーセント実施するが、今のやうに、担当大臣が身を張つて大蔵大臣と当るのだといふやうなことを今まで聞いたことがない。これは実行はするが、そのかわり処分はするのだといふ、その処分の代償のために今

○田畑金光君 仲裁裁定を百パーセント尊重し、実施のために身を張つても努力されるという、その態度は実に努力されたいと思ふんですが、そういう態度が今日の歴代の内閣に、あるいは閣僚大臣にあつたならば、私は、いわゆる三公社五現業の賃上げに伴う組合活動といふものは性格が異なり、あるいは内容が違ふ、ニュアンスの異なるものが出ていたと思ふのです。ところが、今のやうに、百パーセント実施するが、今のやうに、担当大臣が身を張つて大蔵大臣と当るのだといふやうなことを今まで聞いたことがない。これは実行はするが、そのかわり処分はするのだといふ、その処分の代償のために今

○田畑金光君 仲裁裁定を百パーセント尊重し、実施のために身を張つても努力されるという、その態度は実に努力されたいと思ふんですが、そういう態度が今日の歴代の内閣に、あるいは閣僚大臣にあつたならば、私は、いわゆる三公社五現業の賃上げに伴う組合活動といふものは性格が異なり、あるいは内容が違ふ、ニュアンスの異なるものが出ていたと思ふのです。ところが、今のやうに、百パーセント実施するが、今のやうに、担当大臣が身を張つて大蔵大臣と当るのだといふやうなことを今まで聞いたことがない。これは実行はするが、そのかわり処分はするのだといふ、その処分の代償のために今

○田畑金光君 仲裁裁定を百パーセント尊重し、実施のために身を張つても努力されるという、その態度は実に努力されたいと思ふんですが、そういう態度が今日の歴代の内閣に、あるいは閣僚大臣にあつたならば、私は、いわゆる三公社五現業の賃上げに伴う組合活動といふものは性格が異なり、あるいは内容が違ふ、ニュアンスの異なるものが出ていたと思ふのです。ところが、今のやうに、百パーセント実施するが、今のやうに、担当大臣が身を張つて大蔵大臣と当るのだといふやうなことを今まで聞いたことがない。これは実行はするが、そのかわり処分はするのだといふ、その処分の代償のために今

じようにしたいじゃないか、人事院については、多少人事院の言う通りしなかったじゃないかという御指摘でございまして、許す限り尊重いたしたいという気持を持っていたしてあります。

○田畑金光君 人事院にお尋ねします、今回仲裁裁定がまた出て、一般公務員と三公社五現業との給与の格差というものはむしろ増大をした。昭和三十三年度の予算で、皆さん方が昨年七月に出された人事院の勧告で、六・二%前後の給与改訂をなされておりますけれども、今回の三公社五現業の裁定で、さらに格差は大きくなったということはお認めになると思えます。それからまた、この一般民間給与のベース・アップを見まして、昨年より以上にベース・アップが実現をしておる。従いまして、民間給与と一般公務員とのベースの格差というものは、さらに大きくなっておると思うのです。また、生計費の状況を見ましても、明らかにこの時の財政あるいは経済の動きというものは、物価強含みの傾向にある。インフレ的な要素を強く持ちながら、物価というものは強調を保っておる。ことに国鉄運賃の値上げや、近く行われるような消費者米価の値上げ、その他運賃の値上げを考へれば、勤労者の生計費というものは、昨年に比較して相当上回ることは明らかです。そうなる参りますと、当然人事院はまた、七月には人事院の勧告というものも考へておると思えますが、こういう諸般の情勢を顧慮されまして、一般公務員に對しましては、人事院は勧告の準備等、あるいは統計の資料の収集調査等をやっておられると考

えますが、この点について、人事院の見解を承わっておきたいと思います。

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院にいたしましては、これは、国家公務員法の規定にありますが、まず公務員の給与を考へます場合、民間の給与を考へていくわけでありまして、民間給与を考へ、生計費を考へ、その他人事院が適当と考へる事情ということをおわせ考慮いたしまして、人事院としては判断を下す、こういうことになるわけでありまして、三公社五現業——五現業は今でも一般職でございますが、三公社といへども現在政府職員であり、かつては一般職であったわけでありまして、そういう意味におきまして、三公社五現業との関係を全然考へないというわけにはもちろん参らないわけでございます。従いまして、人事院といたしましては、例年のように、昨年三月ごろからすでに計画を始めておったのであります。現在人事院がやりま

する民間職種別給与調査というものを現在進行中でございまして、人事院といたしましては、その調査を基本にいたしまして、まあこのたび三公社五現業の仲裁裁定が出たのでございまして、が、なお現在、国鉄当局から質問書が発せられておるといふような状況で、なお内容等につきまして、十分わからない点もあるものでございするが、おいおいそれらもわかってくると思ひます。それらの事情も勘案し、人事院のやりまする基礎調査を基礎といたしまして、本年の七月現在において、人事院は報告をもちろないたすわけでありま

すが、その際、必要があれば勧告をいたす、あるいはどうするか、そのときになってみなければわからないのでございするが、現在、まだどうするということをはきまっておられないのであります。

○田畑金光君 しかし、私が先ほどあげたような諸般の事情というものは、当然人事院は、昨年より以上に勧告の条件を備えたものである。客観的な情勢は、より昨年よりも勧告を必要とするわけである。こういう場合に私達は判断するわけですが、それは、先ほど申し上げたように、一般職公務員と三公社五現業との給与の比較というものは、もうすでに具体的な資料を待たなくて明らかに出ておるわけですから、それからまた、民間給与のベース・アップも、今年はお好景に乗り、昨年以上のベース・アップをされていることも御存じの通りだと思ひます。それからまた、経済の動きだつても、少くとも二十九、三十、三十一年度は、一つの均衡財政といふものがとられて参つたわけですが、本年度は、予算規模も大幅にふえて、均衡財政、緊縮財政というよりは、むしろ拡大均衡の名にかりて、非常には膨張を来しておる、財政的には膨張を来しておる。これはもう、経済の実勢を見れば、財政の実態を見れば明らかだと思ひます。こういう客観的な条件というものは、当然人事院が勧告を発動する客観的な条件を備えておると私は考へますが、どうでしようか。

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院が勧告をいたすかどうかという判断は、先ほども申し上げましたように、人事院が行います民間職種別給与調査、これが基礎になりまして、そのほか、その当時におきます生計費等を考へる、また、この三公社五現業とのパ

ランスという問題も、これはもちろん度外視はできないと思ひますのでございします。従いまして、われわれといたしましては、たとえば、毎月勤労統計等によりまして、現在民間の給与がどういふ推移をしつつかあるかといううなことは、補足的資料といたしまして、これは絶えず注視をいたしてございします。それに基づいては勧告をするとかいふ問題ではないのでございします。現在、われわれが見ておりますところによりまして、民間給与におきましても、いろいろ好景気というふうな伝へられておりますけれども、この三十人以上の事業場の平均という中で見て参りますならば、大体昨年度中におきましては、本年三月までといつてもいいのでありますが、多少推定も入りますが、五%前後の上昇ではなからうかというようにわれわれは見えております。また、公務員の方におきましては、いわゆる今回給与改訂の措置が、もし法律が通りますれば、行われることになるのであります。昨年からは、そういう給与改訂の一時的な措置というものはなかつたのでございするが、昇給等によりまして、やはり平均ベースも五%前後上昇しているというようにわれわれは承知いたしております。また一般に、消費事情等から見てみましても、消費者物価というものは、大体横ばい状態であるというように承知いたしておられます。しかし、それは単に傾向等をわれわれが見るために注意して

いるものでございまして、それで勧告をするかどうかということをごきめるわけではございません。従いまして、先

ほども申し上げましたように、人事院といたしましては、われわれが現在やつております調査が完了いたしましたならば、これはおおよそ六月の終りに完了したことになるのでございします。その調査を中心にしたしまして、現在の状況において民間給与との比較を考へていく、これが中心でございまして、生計費等も十分あわせ考へ、また、三公社五現業の関係も考へ、こういうことで、そのときに判断いたすことになる、こういうような事情であります。

○田畑金光君 そのような諸般の条件を比較検討して、一般公務員の給与について、人事院としては勧告しなればならぬ諸資料が出た場合には勧告をなされる、こういうような決意は当然お持ちだろうと考へておりますが、その点は、そう解釈してよろしいですね。

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院は、国家公務員法に定めてありますところにおきまして、やつていく所存でございます。

○田畑金光君 大臣にお尋ねします、先ほど大臣は、裁定については完全実施をする、もし完全実施でなければ、大蔵大臣と身を張つて戦うのだ、こういう勇ましいことを言われたのだ、これは、人事院勧告でも、当然態度については同じような態度を、とられるべきだと思ひます、政府全体の態度も同様だと考へますが、七月に人事院の勧告が出ましたならば、政府は同じような態度で臨むというふうな理解してよろしいですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 今度の仲裁裁定の内容を見ますと、昭和二十九

年を一〇〇としてやると、国家公務員は一二五ですね、それから三公社五現業は一二三になっているようです。どこか新聞に発表してありますから、ごらんになればわかると思いますが、これは、元の単価が少し違うのです。元の単価が二百円くらい違うと思います。それで、今まで大蔵省の方で、国家公務員と三公社五現業の方は相当差があるように言っておりましたが、これという具体的な数字は発表されませんでした。差があるような風評でしたけれども、今度の仲裁裁定は、今申し上げましたような比率であります。しかし、人事院が、民間給与並びに他の三公社五現業と比べて国家公務員が安い、こういうふうな是正をしなければならぬ、こういう勧告がございましたらば、これは十分私は尊重いたしましたと思っております。

○田畑金光君 この間の労働大臣の参加された与党と政府との連絡会議で、今度の処分結果、相当また輸送等の混乱が起るだろう、こういうわけでは、自動車の手配をするとか、貨物自動車等の徴発をするとか、あるいは消費物資について、主食等について消費先を貯蔵するとか、こういうような準備をとられたようですが、あれは、もうすでに実行されたわけですか、これからとうとうというわけですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) それはまあ、水鳥の羽音に驚いたわけではありませぬけれども、総評の方が抜き打ちのときに相当国民を脅やかしたのです。原因のいかんはとにかくとして、国民を脅やかした。その後直ちに、もし処分をするならば、われわれはこういう報復的なことをやるんだというス

ケジュールを発表した。そこで、国民の目から見れば、また総評は、一体いつストライキをやらかもしないという懸念がある。そこで、われわれといひましては、もしそういうことがあれば、一番困るのは食糧である。燃料である。これはやはり今のうちに確保すべきであるという考えを持つのは当然であります。つまり、どういうことで問題が起らぬとも限らぬから、大都市なり、あるいは食糧を他から持つてこなければならぬところ、燃料を他から持つてこなければならぬところは、それを確保する必要があるということ、国民の安寧秩序の責任を持つております政府としては、当然のことであると思っております。しかし、私の方ではそれらのことをやっておりませんから、運輸、農林、通産等では、そのときそういう申し合せをいたしたから、それぞれやはりそれに向って実施されておられるものと思っております。

○田畑金光君 労使の話し合いで、処分については責任を追求するようなことはせぬ、こういうお互いの話し合いがまとまって、先般の春闘について了解がついていたような場合には、これはどういうことになるわけですか。それでも、処分は処分としてやれと、政府が命令されるのか、強要されるのか、これらの点はどういうことになるのですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 労使とはどういふことですか。
○田畑金光君 当局と組合との間の話し合いで、過般の賃金問題でいろいろ紛糾が起きたが、その責任はお互いに関わらないという話し合いがついていた

ような場合ですね。そんな場合はどういふことになるわけですか。
○国務大臣(松浦周太郎君) 公労法の規定によつて処分される場合は、大体行政罰であつて、それぞれの関係当局者同士の間に於いて行われる問題でありますから、政府の方針は、一応申し上げましたような方針でありますけれども、それぞれの処分の実際の面については、われわれはいろいろ審議はいたしますもの、実際の面については、関係当局の間で行われるものでありますから、その関係当局が勤労者との間で話し合いをつけるというふうなことも、私は処分の上ではおかしなこと、つけべきもんじやないかと思つて、つけべきもんじやないかと思つて、法を犯してやっていると、それを勤労者との間に処分をしないような話し合いをつけるというものは、あるべきものじやないかと思つて、やはり法の犯した者は、法の償いを受くべきものであると、こう思つてゐるのです。

○田畑金光君 私の尋ねてゐるのは、あなたの主観的な判断をお聞きしているのじやなくて、かりに労使の話し合いで、当局と組合側の話し合いで、処分は不問に付せよう、そういう協定ができてゐる。たとえば、二十三日の実力行使について、話し合いがまとまっていた。そういうような場合は、労使の、当局と組合との話し合いを尊重する意向であるのか、あるいは政府としては、公社のしりをたいて、それは許されないうような形で、処分の強要をするつもりなのか、どつちなんですかと聞いてゐるのです。

○国務大臣(松浦周太郎君) ですから今申し上げたのです。今の三公社五現

業も、使用者は使用者側として、法の中に生きてゐるのです。勤労者は勤労者として法の中に生きてゐるのです。でありますから、勤労者がなすべからざるストライキをやつた、法の禁じておることをやつたと、しかしまあ、両方が話し合つたから、われわれはもう処分問題に触れないということであるならば、国民はどう思ふか。一番損失を受けたのは国民なんです。国民としてはやはり、どつちがいいとか悪いとかではなしに、どつちであつても、法秩序を乱した者は、その償いを負うべきであるというのが、政府として考へておるところであります。

○田畑金光君 法秩序を乱したといつても、労使の関係は、これは相関関係なんです。一朝にして法を乱すというふうなことは、あるいはそのような行動に出るといふようなことはあり得ないのです。従来の当局や、あるいは特に政府の態度が組合を刺激したといふところに問題があると思ふのです。そういうことを考へたとき、これは労働関係の法律というものはどれでもそうでありますが、やはり労使の慣行、労使の話し合いというものを第一に尊重すべき問題だと、こう考へるのです。これは、当局が組合と話し合いをして、一つの態度がきまつたということ、あるいは長い当局と組合との慣行とか、あるいはその企業体の歴史とか、いろいろな条件からして、そういうような話し合いが生れてくると思うのです。あるいはアベック闘争といううような言葉が使われておりますが、かりにそのような性格を帯びたということ、要するに、政府の態度というものが常に法をじゅうりんしてゐたといふ

ことなんです。政府の態度が、当然国鉄なら国鉄の企業に對してとるべき態度が、あるいは行き過ぎが政府の中にあつたとか、あるいはまた、政府の従来の態度が、仲裁裁定等について、いつもこれを尊重しない、こういう非協力的な態度があつた、こういうふうなところにやはり問題があるうと思ふのです。やはりこういうような問題は、重大な一つの政治的な判断で処理することが私は妥当じやないかと、こう思ふのです。ことに政府が強く強硬態度をとるに至つたのは、世論が今いろいろこの争議を批判したから、世論の影に隠れて、政府は必要以上に強硬な態度をとらうとしておる。輸送や貯蔵の確保措置をとらうというふうなことは、これはまことに軽率な、むしろそういうふうな軽率な態度をとる政府のあり方というものは笑うべき姿だと、こう思ふのです。ことにこの処分問題については、十六日の両党首会談で、岸総理は、慎重に考慮しよう、こういうふうなこともなされておる。従来の政府の態度等を考へたとき、強硬態度だけでこれを処理するといふことは、今後にもまた問題を残す危険が多分にあると思ふのですが、この点は、労働大臣そういうふうな気持はありませんか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど来同じことを大体繰り返すことになるのでありますが、私も、政府が償うべきものはやはり償うべきである。つまり、今度の問題については、裁定はどうしても、これは非常な困難があつても、私は裁定されたものは法を守るために政府は払うべきである。同時に、法を犯した者は、やはりその償い

は犯した方が負うべきである。それではなければ、日本の国家の秩序が立ちませんから、私はそういうふうを考える。もし政府の一員にして、勤務団体との間に約束を不履行した者があつたならば、それはやはり道徳的な責任、政治的な責任を負うべきである、かように考えております。

○委員長(亀田得治君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(亀田得治君) 速記を始め

○永岡光治君 退職年金制度でちよつとお尋ねしたいわけですが、人事院から改正方の勧告がなされたのは、たしか昭和二十八年の十一月と記憶しております。その後今日まで足かけ五年になりますけれども、いまだに政府の手ではそれが提案されない。こういう事態になっているわけですが、この点についてこの前、地域給でもそういう問題がありました。あらためて勧告をしなければ、その勧告はもう事情が変っているのだから尊重しなくてもいい、というような意味の答弁がしばしば政府の方からなされておりました。そういうようなし政府の態度であるとするならば、人事院の勧告の權威というものは非常に害されてくると思うのですが、人事院の方では、この退職年金制度の勧告をされた、その後ずっと政府の方ではこれに手をなつていないのですが、どうそれを考えておいでになるのか、人事院としての一つこれに対する態度をまずお聞きしたいと思うのです。

○政府委員(慶徳庄憲君) 人事院の勧告が行われまして、相当長きにわたり

ましてまだ実現を見ていない点につきましては、まことに遺憾に存じておる次第でございます。しかしながら人事院の勧告は現在でも有効でございます。また人事院の勧告を契機としたしまして、御承知の公務員制度調査会が内閣の中に設けられました。しかもその中には退職年金制度も明らかに答申いたしましたわけでありまして、同時にまた政府におかれまして、その答申を執行に移すためにわざわざ内閣部内に公務員制度調査室という新たな組織を設けられました。目下右検討中と伺っております。従いまして人事院の勧告を契機としたしまして、今申し上げますような進展を見ております。また人事院の勧告は現在でも有効と存じておりますので、政府側におきまして、一日もすみやかにこれが実現されることを期待し、かつ希望いたしておる次第でございます。

○永岡光治君 人事院の態度はわかりましたが、そういったしますと、この前の勧告は生きておる、従つてここであらためて別に勧告する必要はない、こう考へて差しつかえございませんか。

○政府委員(慶徳庄憲君) おっしゃる通りでございます。

○永岡光治君 そこで給与担当大臣にお尋ねするわけですが、人事院の勧告は生きておる、二十八年十一月に勧告されたからいまだに放置されておるわけですが、政府はどういう考へなのでしょうか。これは実にけしからぬと思ひます。来年のことを言うて鬼が笑うということがありまされども、五年たつていまだにそれが実現しないというのは、まさに勧告を尊重するなという、絶えず担当大臣はあるいは委員

会、本会議等で答弁をされているのですが、これは尊重したと私は思えないと思うのですが、どうでございますか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 二十八年に行われたことでありますが、私はこの問題はそう簡単に、今人事院の方で答へになりましたように、簡単にできる問題ではない。でありますから一つの機構まで作つて政府は今日まで検討いたしております。けれどもまだその検討の内容はきまつておりません。今後恩給局または人事院、大蔵省その他と連絡をとりながらさらに検討を進めたいと思つております。この問題は五年前にやつたもので、何をしていたかとおっしゃるのですが、機構もまた新しく政府が作つてやらなざるならぬほどの重大な問題でございますから、相当今後長くかかると思つております。けれども今後誠意をもつて検討をし、その実現を期したいと思つております。

○永岡光治君 なかなか簡単なものじゃないというようにお考へになつたようであります。私は人事院の勧告による制度を実施いたしまして、現在の恩給の所要財源とそう大して変わらぬと思つておりますが、おそろしくこの点について、人事院は無関係に勧告してないかと思ふのです。財源の問題を一応考慮に入れて勧告はいたしておると思ふのでありますが、その辺の事情はどうでございますか。それは人事院の方からお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(慶徳庄憲君) ただいま計数的なものを持つて参りませんので、はつきりした計数的なお答えはいたし

かねると思ふのでありますが、この前勧告のときに資料等も添付いたしてあるのでありますが、現在の経費よりは若干よいかかるという計数にはなつております。なつておりますけれども、そんなにたくさん経費がよけいにかかる、ということにはなつていなかったように記憶いたしております。遺憾ながらはつきりした数字を持つて参りませんので、大へん抽象的なお答えで申しわけありませんが、一般的な方向としてそのような方向であつたように記憶いたしております。

○永岡光治君 ただいまの御答弁で、私たちが当時勧告をいたして検討いたしましたその資料を、私ははつきり数字を覚えておりませんが、きわめて微々たる金額と承知いたしてあります。そういったしますと、労働大臣のおっしゃる、簡単なものじゃないということはどういう内容なのでござい

ますか。何がそう複雑で困難なんでしょうか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 金額よりも制度の改廃が私は相当の問題だと思ふのです。恩給制度にも非常に影響を及ぼしますから、それで今こういうふうに直しますというのをまだ言いかねる内容でございますから、今後誠意をもつてこの実現を期したい、それに十分検討いたしてきたい、こういうふうにして参っております。

○永岡光治君 その恩給制度に相当影響するというのは、どういうふうに影響されるのですか、勧告が実施された場合。

○政府委員(大山正君) ただいまの退職年金制度につきまして人事院から勧告、意見の申し出がありましたと、

政府は公務員制度調査会を設けまして、これらの点につきまして、やはり退職年金制度だけではないに、やはり公務員制度全般との関連があるという考へ方から、全般的な公務員制度の改正について答申があつたわけでございます。私もその答申があつたのと前後しまして、公務員制度調査会を設けられたわけでございますが、その後この公務員制度の改正につきましていろいろ検討して参つたのでありますが、何分にもはなはだ機構も貧弱でございますし、またはなはだ微力でございますし、全般的な具体的な検討になかなかまだ結論を得ないというやうな段階でございますので、従いまして退職年金の問題につきまして、十分具体的な結論に達しておらない次第であります。実は私も当初の考へ方といたしましては、まず現在の国家公務員法にありまして諸制度の改正を考へる。その基礎の上に立ちましてやはり退職年金制度を考へるべきだというように考へて、そのような順序で作業を進めたいと思つておつたのでございまして、いろいろ当面する問題に追われまして、公務員法の基本的な事項につきましても、まだ具体的に検討が進まない状態でございますので、退職年金制度につきましてはまた具体的な検討に入つておらないのでございまして、ただいま大臣からもお答え申し上げましたように、私もどうも申し上げてもやはりこれを実現するという方向で、関係当局と今後十分連絡しまして、できるだけ早く結論を得るやうに努力したい、か

ように考へておる次第であります。

○永岡光治君 今の御答弁ですと、ス

トップが足りないの検討が進められ

ていない、こういう結論にしかならぬ
と思うのです。私は勧告が出ておる
以上、その勧告を尊重する、人事院の
そもその権威という問題、あれをな
ぜしたかという問題、やはり政府は
少し忘れてゐるのじゃないか。人事院
が置かれたときのいきさつというもの
を、もうちょっと真剣に考えなければ
ば、依然としていまだに検討してお
る、その検討もどういふところに支障
があるのか、どういふ影響を及ぼすの
かと、それで困難だという理由を申し
述べるとするならば、それを一つ御説
明いただきたいという質問をいたしま
しても、それすらも答えられないとい
うならば、これは全然手をつけていな
いと極言されても抗弁の余地は私に
ないのです、二十八年に勧告された
のですから、いまだにそれが大よその方
向もきまらぬというやうな、そういう
怠慢はないかと思う。これはいつごろま
でにそれじゃ結論を出す所存なん
でしようか。これは給与担当大臣でな
いとわからないと思うのですが。

○国務大臣(松浦周太郎君) いままで
に出すという時間をまだ検討中であり
ますから、ここにはつきり申し上げる
機会になっておりません。
○永岡光治君 それはおかしいじゃな
いのですか。やっぱりのずから仕事を
進める上にはプログラムと申します
か、目的がなければならぬでしょう。
いつ結論を出してもいいというのなら
それは仕事は進みませんよ。やはりい
つまでに結論を出すというところで叱咤
激励してこそ、初めて案がでる上ると
私は思うのです。ところがそれがまだ
目途もわからないと、これからさらに
検討するといふのであつては、ほんと

うの勧告の尊重ということにならぬと
思うのですが、検討されたとするなら
ば、具体的にどういふ箇所が問題があ
るか、そういうことぐらひは、もう
すでに五年もかかつてゐるのですか
ら、わかりやうなものだと思ふのです
が、それすらわからないのですか。説
明できないのでしょうか。

○国務大臣(松浦周太郎君) まあ鋭意
検討いたしておりますが、して御答
弁を申し上げるということであるなら
ば、これは来通常国会までに出したい
といふことを目途として、事務当局を
督促いたしたいという以上申し上げ
ることはできないのであります。いろ
いろおしかりでございますが、まあ保
守党政府をおしかりであるのであり
まして、私は昨年の十二月拜命した
のであつて、二十八年の場合において
はほとんど私は責任はないのです。し
かし保守党内閣として私は御答弁いた
しておるのであります、いろいろ去年
なんかも、今御審議願つておる給与
系の問題が、今御審議願つておる給与
系の問題が、今御審議願つておる給与
系の問題が、今御審議願つておる給与

○永岡光治君 今の答弁の中にやは
り、はしなく出ておりますが、政府の
態度も与党の態度もきまらぬからな
かこれに現実の運びに至らぬとい
うことなんですが、そういう筋合いの
ものでない。だからそういうところに問
題の本質があるのだということを私は
しばしば指摘しているわけですが、勧
告といふものをどう考えるかというこ
とです。勧告をされた以上はこれを尊重
するといふ建前なんです、そう私
は時間をかけるべき筋合いのものでな
いと思ふのです。これをどうまげよう
か、どう変更しようかという考えが先
に立つからなかなか仕事が進まないの
です。だから尊重するといふなら、人
事院が部厚なものを出してゐるのだ
から、しかも地方財源等もおそらく明
記されておると思ふのですから、そ
ういふものだったらすぐでできると思
ふのですが、そういう態度をまず変えな
きゃならぬと思ふのです。従つて私は
ここに念を押しておきたいのですが、
尊重する考えはあるのかないのか。こ
れは一つただしておきたい。これは内
閣が変へようと思ふまいと影響ないと思
ふのです。現給与担当大臣としての松
浦閣下はどうか考えておるか、人事
院の勧告を。

○国務大臣(松浦周太郎君) 国家公務
員はあらゆる面に制約されております
から、その代弁者である人事院の勧告
は私は給与担当大臣として尊重いたし
ます。
○委員長(亀田得治君) 永岡君まだか
かりますか。
○永岡光治君 それじゃ簡単に。
○委員長(亀田得治君) 一つ大体まと
めて下さい。

○永岡光治君 わかりました。それで
は、まあ時間があればもうちょっと質
問もいたしたいと思ふのですが、省略
いたしますが、最後に要望だけいたし
ておきます。
恩給局長さんもお見えになつており
ますし、人事院の勧告の責任者もおい
でになつておりますし、給与担当大臣
としての松浦さんもおいでになつてお
ります。どうかこの問題はいろいろ、
まあ公務員制度全般がきまらなければ
これをきめられぬという筋のものじゃ
ないのであります、必要とあればそ
れはまた改正の段階には改正すれば
けっこうでありますから、永年待ち望
んだこの退職金制度が確立したなら
ば、この際やめていきたいといふ考
えの人もあつて、待機してゐる人も相
当あるわけですから、そういう関係から
いたしまして、今労働大臣の方では、担
当大臣の方では来通常国会を目途に、検
討してすぐに出すように努力したいと
いうことでありますから、まあその言
を信用し、その方向で最善の努力をし
てもらいたいといふことを要望してお
きますが、それについての再度担当大
臣の決意のほどを伺つて私の質問を終
ります。

○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど申
しましたように、来国会に提案可能に
なるように事務当局を奮励して実現
いたしたいと思つております。
○委員長(亀田得治君) 他に御発言が
なければ、質疑は尽きたものと認めま
す。……それではこれより討論に入り
ます。御意見のおありの方は賛否を明
らかにしてお述べを願ひます。……別
に御意見がなければ討論は終局したも
のと認めます。

○委員長(亀田得治君) 次は、国家行
政組織に関する調査のうち、行政監察
に關連して、堺市における公団住宅問
題に關する件を議題に供します。本件
に關して、日本住宅公団總裁加納久朗
君及び同理事吉田安三郎君を、参考人
として出席を求めらることに御異議ござ
いせんか。

多数意見者署名
松村 秀逸 永岡 光治
西岡 ハル 伊藤 顯道
八木 幸吉 田畑 金光
大谷 藤之助 上原 正吉
秋山 長造 竹下 豊次

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(亀田得治君) 御異議ないと認めさう決定いたしました。本件に關し御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○秋山長造君 質疑をする前に、この間公団の方から文書で簡単な報告書が出ておりますので、私も一応は拝見したのでありますけれども、さらにこの報告書についてあるいは補足するという点もあるでしょうし、總裁は自身現地を見られたわけですが、それらを含めて説明を一応聞き、それからさらに建設省からも専門の方が調査に行かれたようですから、それらについても一応報告を聞いた上で質疑をしたいと思ひます。

○参考人(加納久朗君) この間大阪に参りまして、第一に金岡、それから刈田それから中宮という団地を二カ所、関根という団地を二カ所、千里山、服部、曾根という所をずっと回りまして、そうして私が来るというので大体待っていてくれた入居者もありました。そういう方々と親しくお話をし、それから故障のあります場所を拝見しまして、家の中に入りまして一々カビのはえている所、それから窓から雨の降り込みました所、それからどういふ所から割れ目が出て入ったかというやうなことを、言われた所などもよく見て参ったわけでございます。

そこで結論的に申しますと、何といつてもそういう嚴たる事実があるものでありますので、これは工事の上で設計が悪つたか、あるいは施工が悪つたか、監督がよくなかったかというやうな点はもう少し研究してみないと、これははっきりしないだらう。と申しま

すのは、この日本においてこういう住宅をコンクリートで造りました場合に、こういうやうなケースの生じましたのがここばかりではないのでありまして、ほかの団地にもそういうのがございまして、また私の方の作つたものばかりではない、他の建築においてもあるのでございます。これはどうして公団の技術員を動員いたしまして日本でも一つモデル・ケースを作つてみたい。一番故障の多いのは一階なんだから、その一階の通風をよくして、しかも盗難のおそれのないやうに設計をするというやうなことも必要であります。それから乾燥を促すために入居者の協力を求めまして、春先から夏にかけてはできるだけ風通をよくして、もう一つやうなことも、協力を求めなければならぬと思ひます。もう一つは何といつても家主となす子の関係というのは、ビジネスの上でも一番人情のデリケートな問題でありまして、それをお役所仕事のようなやうに公団がやつたのでは、入居者から文句が出てくるのはこれは當然のことでありまして、この点については大いに反省いたしまして、そうして入居者とも個人的によく了解していただくやうに、ふだんからサービスをよくするといふことを努めなければならぬと思ひます。それからそこにおります管理入などもただ通り一べんの仕事をするといふのでなしに、親切に団地の世話をするといふことでなければ、ほんとに快適な集居的生活団地を作ることにはできない。こういうふうに存じてお

りまして、できるだけこれからこの管理人の人選等も厳選いたしまして、そうして入居者のために早くサービスをして満足を与えるようにしたい、こういうふう存じております。その点を最も強く感じて歸つてきたわけであり

ます。すなわち要約いたしますと、一つは技術面の研究をする、設計においていろいろ研究をしなければならぬといふこと。第二はサービスの向上におきまして、もっと改良しなければならぬ。こういう点を痛感して歸つてきたやうな次第でございます。

○委員長(亀田得治君) 建設省の方から一応。

○政府委員(鬼丸勝之君) 南部監理官から、現場に参りまして調査いたしましたので御説明申し上げたいと思ひます。

○説明員(南部哲也君) 私は命を受けて三月三十一日から四月三日まで、なお技術的な問題につきましては四月八日までかけて、金岡団地の工事につきまして検査をいたして参りました、その結果を御報告申し上げます。

第一に、本団地の建設は公団発足当初、準備態勢その他いまだ十分でないに行われたものでありまして、全園でも一、二を争うほど早く公団として着手したものであります。その関係上設計におきまして、監督体制におきまして不十分な点があるものを見られております。設計上不備だと思われまゝのは、たとえばバルコニーの排水不良の問題であるとか、あるいは排水孔から雨水が浸入するとか、あるいは給水塔内のアスファルトにて塗り仕上げであるとか、こういうやうな設計に基いて工事をしたために、その後の

雨水の浸透、あるいは給水の不便、断水、こういうやうな問題が起きております。

それから監督上の問題につきまして、監督者を調べましたところ非常に未経験者が多くて、これではおそろしく十分な監督はできないであらう。従つてその結果、先般御指摘いただいたやうな不都合な点がいろいろ出てくるという点も、まあやむを得ない結果でなかつたかというふうに見られるわけであり

ます。さらに本団地は公営住宅の大府営金岡団地と隣接しております。この片方は公営住宅でありまして関係上、家賃も公営住宅に比較いたしまして格段に安い。その家賃の安い公営住宅の方が環境が整備されておりました、家賃の高い公営住宅の環境が、たとえば道路等におきましても排水溝がない、というやうな劣つてくる点がございます。これらの点につきましては相当入居者に、高いものの方が悪いということ、疑惑の念を持たれる根源になつてい

やせぬかというふうに感じて参りました。具体的には、私も参りまして、いろいろ故障の箇所は全部四月四日現在で調査いたしました。全箇所にはいたしません。数百件に上るクレームが出ております。そのうち最も大きなものは結露現象、カビの発生、それから排水関係が悪い、あるいは便所のフラッシュ・バルブに故障が多い、あるいはたてつけが悪い、それから水道の飲料水中に異物が混入して出てくるというやうないろいろの問題がありまして、これらの問題につきましては先ほどの設計、監督と関連いたしました、やはり

それらが疎漏であつた結果といつして、そういう現象が現れておる、かように認定いたしました。

なお実際のコンクリートの強度試験につきましては、ハンマー・シュミットをもちまして、一応各棟につきまして七十箇所ばかり試験いたしました。その結果、コンクリートの試験した箇所における強度というものにつきまして、は、大休工事請負契約で百八十以上という点になつておりますが、われわれの認定では、現在のところ二百以上も強度を持つておるといふことで、強度については思つたよりも十分かりしておるといふやうに感じたわけであり

ます。ただその後さらにたたいま切り取りの準備をいたしまして、これのコンクリートの配合の分析試験を行つたと思つております。これはちよつと分析の結果の出るまで間がかかると思ひますが、その手はずで進んでおります。

それから、そのやうなクレームが多出ているのでありますがこれに對する公団側の措置は適切でなかつた。ことに業者の瑕疵によると認められる故障の箇所につきましては修理、これが非常に一月半ばに申し出て三月半ばにその修理に着手するといふやうな例もございまして、長引いております。これは大へん入居者に迷惑をかけておる。このために入居者の公団に対する感情も相当悪化していることは、先ほど加納總裁がお認めになつた通りであると思ひます。以上簡単にございしますが、御報告申し上げます。

○政府委員(鬼丸勝之君) 大阪の金岡団地の状況につきましては、以上公団

總裁並びに南部住宅公団監理官から御説明があった通りでございますが、これにつきましてかかる事例を再び生ぜしめないようにどういう対策を講ずるかというところにつきまして、建設省として考えておるところを申し上げます。

まず、建設省自体といたしましては、公団に対する監督及び工事の監査を一段と強化して実施して参りたい。その方法といたしましては、住宅公団監理官が現在南部君は一名ございまして、この監理官が中心になりまして、随時適切な監査を行うとともに、また建設省内部の監察官もございまして、監察官制度を活用いたしまして、総合的な業務監察を、監理官とともに実施して参るといふようなことを考えております。それから特に公団住宅建設の技術的基準につきまして、建設省といたしまして再検討を加えて参りたいと考えております。

先ほど南部監理官からちよつと触れましたが、建設費の単価の問題でございますが、単価が公営住宅と比べまして金岡団地の場合はたしか三千円から五、六千円くらい違っております。つまり公団側の方が安いという状況でございますが、これはその後予算折衝の過程におきまして十分考究いたしまして、昭和三十三年におきましては、建設費の単価は、これは住宅の構造別によりましてちよつと違いますが、規模によつても多少の差異がございすけれども、おおむね公営住宅と公団住宅は同様に予算を考へております。昭和三十三年におきましては、金岡団地の場合のような差異はないというところを申し上げまして、御了承を

願いたいと思つております。

それから公団側において措置せしめたい事項につきまして、若干申し上げますと、先ほど總裁から、特に苦情処理に対するサービスの改善、それから技術面の研究、検討につきまして、すでいろいろ考へておられるというお話がございまして、この点もちよつと然でございます。従いまして設計をさらに検討して工夫する、あるいは施工面におきましての監督面を、技術的にもつと合理化するというのが、先ほどのお話のようにまず重要な点であらうかと思つておりますが、そのほかに公団関係の先般の金岡団地工事関係につきまして、関係者の責任を明らかにしまして、適当な措置を講ぜしめたいと考えております。

ただ、これはなおいろいろ実情を精細に調査する必要もあるもので、若干の時日を要すると思つておりますが、そういう責任者の処置につきまして、ぜひ公団側に適当な適切な処置を講ぜしめたいということでございます。

それからさらに今後のこういう事態の防止をはかる意味におきまして、公団側におきまして内部監査的な制度を考へてもらいたいというふうにして、この中でございまして、特にこういう現場関係の事故なりあるいは苦情等につきまして、迅速にこれを把握し、これに対する迅速適切な処置を講ずるといふようなことを推進する意味におきまして、本所も支所も一体的な体制を固めるというふうなことを、今後具体的に検討してもらいたい、かように考へておられることを申し上げまして、以上建設省として考へておられることを申し上げ

げまして、御参考にお供します。

○秋山長造君 質問に入る前に、先だつて公団からいただいておられる資料について計数的なことをちよつと確かめた上でお聞き。それはこの資料の報告書のとつてある別表の一で、すね、金岡団地工事の請負業者名、工事請負金額、この工事請負金額の欄で、これについてそれぞれ公団側の底札といふか、おわかりですか。

○参考人(吉田安三郎君) 一番安い価格ですか。

○秋山長造君 それはわかりませんか。

○参考人(吉田安三郎君) 今ちよつと資料は詳細なものは持つておりませんが、これは落札しました価格のものもございまして、落札いたしませんで六回くらい入札いたしまして、落札をいたさないで最低の業者と随時契約をいたしたのもございまして。今ちよつと資料を持つておりません。

○秋山長造君 しかしやはりなんでも、ぜひ公団側に適当な適切な処置を講ぜしめたいというところを申し上げ

○参考人(吉田安三郎君) 予定価格です。

○秋山長造君 予定価格です。それはあるわけでしょう。それは今わからなないので、公団側の予定価格。ここに書いてあるのは入札価格なんです。予定価格はわかるならばちよつとこの表について読み上げていただきたい。

○参考人(吉田安三郎君) 第一番目の銭高組の関係を申し上げますと、予定価格は八千七百円、第一回の契約金額は八千七百円、そして契約変更は一度ございまして、ここにあげたような表になっております。

○秋山長造君 ちよつと途中ですが、そういたしますとあなたの方の予定価格と、それから銭高組が入れた札とが一致したわけですね、八千七百円。

○参考人(吉田安三郎君) 第一回の入札結果は第六回まで入札をいたしまして、最低のものは……今申し上げましたやつは、その次の欄と私間違えて申し上げました。訂正したいと思つて、今申しましたのはB地区の問題でございます。B地区につきまして申し上げますと、予定価格は八千七百円でございますが、六回まで入札いたしました場合の最低の札は八千七百二十六万円でございまして。ここに掲げました表はその後設計変更をいたしておりましたので、最終の工事金額を御報告申し上げた次第でございます。全部そういうような資料だけは持つております。申し上げます。

○秋山長造君 それだけでいいですか、A地区からずつと引き続いて言つて下さい。

○参考人(吉田安三郎君) その次は三番目の……

○秋山長造君 A地区はどうです。

○委員長(亀田清治君) さっきのはB地区ですね、A地区は……

○参考人(吉田安三郎君) そうです。A地区を申し上げます。A地区の方は第六回まで入札をいたしまして、銭高組、これも札が八千七百三十万円でございまして。公団の予定価格は八千七百円、C地区へ参りまして、C地区は四千五百四十八万円で落札価格でございまして、公団の予定価格は四千五百六十万円でございまして。先ほど申し上げましたようにここに例記いたしてございまして工事請負金額は、その後の

設計変更による最終の請負金額を例示いたしてございまして。

次はD地区でございますが、D地区は、公団の予定価格は六千九十万円でございまして。第五回までの最低の落札は六千四百四十万円でございまして。随時契を六千九十万円でいたしたわけでございます。

E地区につきましては、公団の予定価格は四千六十万円で、落札価格は四千三十万円で、五回目に落札いたして

F地区は、公団の予定価格は四千六十万円で、五回目に落札いたしましたのが四千二十万円でございまして。そこまで資料がございまして、あとは資料をただいま持ち合せがございせん。

○八木幸吉君 ちよつと今の資料で私も伺いたいですけれども、契約月日と工期との関係ですが、たとえばA地区で工期が三十年の九月二十二日から三十一年の三月三十一日までになって

おります。ところが、契約月日がその後約半年を経て三十一年の九月二十一日になつておられるのは、どういうわけですか。

○参考人(吉田安三郎君) これははなはだ失礼いたしました。三十年のミスプリントでございます。

○八木幸吉君 その下もそうでござい

○参考人(吉田安三郎君) そうでございます。以下全部契約月日の方は三十年の間違ひでございまして。申しわけございせん。F地区からは三十年になつておりますが、その次の明産興業の所も間違つております。

ろ雑談のときに申し上げかけておったのですが、監督の問題ですね。私はこれは非常に大事なこと、今起つてくるこの問題についてはこれ今申し上げるわけではございませんけれども、この間の委員会でも出ましたように、工事の手抜きと申しますか、悪い場合には手を抜いてしまうという、そういうことがあつて、そして監督が不行届のままにでき上つてしまふ、あとはどうもしょうがないというやうなことが世間ではよくあるわけです。この問題につきましても、そういうことがあつたかもしれないという疑いを持つわけなんです、この後もその点は特に念を入れて監督されないと、いろいろな問題が起つてくる心配があるのではないかと。

先ほど、総裁の御視察の結果の御報告について、その後いろいろ設計等について注意しなければならぬというお話がありました、総裁のお話のうちには、工事の監督を厳重にするやうな方針をその後と申すというお話はなかったが、私はおそらく言い落されたのだと思ひますが、建設省の方では先ほど南部さんからそのお話を承り、まあさもあるべきだ、建設の方は一そうその後厳重に監督されるのだと思ひますが、これは間接のことになりまして、建設省の立場としては公園を監督しなければならぬということになりまして、建設省からお調べになるといふときは、こういう問題が起つたときとか、よほどあつたことについて、これも何とか善後処置に、はなはだ困るというのだが、さしあたりはあなたの方の監督を厳重にしていたかなければ、ならない。ところが先ほど雑談中

に申し上げましたように、いただいた資料を見ると、年輩の人が三十才、あとは二十五才、六才、七才ということ、われわれの常識から見ると、監督の能力のある人が非常に少いのではないかと。一方請負業者の方では相当に経験のある年輩の人がやつてゐるので、ちよつと監督しようとしても手が出せない。口を出してみても、まああなた方はお若いからということ、ひやかされるくらいのこと、落ちぢやないか。南部さんを引き合ひにしては失礼ですが、この御年輩くらいの人でしたら、ちよつと行かれれば、監督に來たと思へば、される方はきつと身が引き締まると思ひますが、二十五、六才の人が行きました、これは初めからなめられる。ほとんど監督をなさらないで、この工事はでき上つてしまつたのぢやないかというやうな、実績によつて、そういう疑問さえ私もとては起します。その点は予算の關係で、こういう人事をやつていらつしやるのかわかりませんけれども、よほど公園でも予算が窮乏で、年輩の相当月給の高い人が採用されないで、やむを得ずこゝういう顔をそろえてゐるのかもしれないと思ひますが、私どもの見ますところでは、やはり監督というものは、しつと目に見ましても毎日やることじやございせん。節々が、電気工事にしろ、ダムの建設にしても、何にしても大事な時期というものはわかつてゐるわけですから、目のきく、押しのきく人がたまにおいでになつてごらんになれば、工事が完成しないうちに嚴重な監督ができるはずだと思ひます。これで

はちよつとでかかぬだらうと思ひ、これは金岡だけで問題でありますけれども、方々にやつぱりこれと似寄つた工事をお進めになつてゐるはずだと思つておりますが、公園の職員というもの、大体こんな若い人がそろつてゐるわけではございませんか。そういう事情を承りたいと思ひます。

○参考人(加納久明君) 今の年輩の問題でございますが、金岡の場合でも、そういう若い者ばかりではございませんで、上の方では五十才と四十五才というのがやはりおるのでございます。

○竹下豊次君 それは事務家じやございせんか。

○参考人(吉田安三郎君) 全部技術でございます。

○参考人(加納久明君) それから今御注意のありました点は、もちろん今後とも注意しなければならぬと思つております。現に今度のような窓のワクのところから水が漏れてきたというやうな工事は、たまたまやつぱり監督の目が漏れておつたというのに帰すると私は存じております。

○竹下豊次君 三十才以下の人が技師、技師補と書いてありまして、年の上の方は副参事と書いてありますので、これは私の誤解で、事務の人だと思つておつたのであります。

それから南部さんにちよつとお尋ねしたいのですが、セメントの検査ですね、分析、それはそんなに幾日もかかるものですか。問題が起つてから相当長いんですね。私は、セメントの分析といふことがこの問題の跡始末には一番大きい部分じやなからうか、ということとさへ考えたのであります。結局手を抜かれたかどうかというやうな疑い、起すとなれば、それが一番大きな問題じやないか。実は私自身はコンクリー

トの家に住んだことはございせんが、私の子供がそういう経験がありまして、ちよつと総裁のお話にありまして、たよりに、やはりしめり気が多い。特にできたときはしめり気が多い。

二、三日閉め切りにするとカビが出てくることも子供によつて経験しておりますが、しかしその程度によつても、セメントの質というものが非常に大事なことじやないかと思つております。どうも全くのしろうとが考へるといふと、セメントの分析というものは、そんなにそう幾日もかからないで、比較的簡単にいくのじやないかというやうな氣持がするのですが、そんな簡単なものじやありませんか。

○説明員(南部哲也君) お答えいたします。実はコンクリートの分析試験も、すでに全部が打ち上つておるもの、ございまして、構造上耐力を持たしておるところを切るわけにいきませんで、それで、切る場所をございまして、これも相当検討を要するわけでありまして、そこで、また切る大ききであります。そこで、これは建設省の建築研究所と打ち合はせて、一個一立方尺程度のものといふこととございまして。そういたしました、これをハンマーで割るわけにいかんので、のこぎりみたいなものでうまく切り取らなければいかん。その機械の手配その他がちよつとばかりまして、切り取つてしまひますれば、あとはこちらで一遍聞くらうで、結果が出来ると思ひますが、各種棟別、請負業者別にこれを取るといふことで、いろいろ検討いたしまして、現地でいたしておるといふやうなことで、大へん結果がおくれましてございまして、入居者に迷惑をかけないで、なる

べく切り取つて、あとすぐ充填しておくといふやうな措置の手間のために、そういった機械的準備のために、ちよつと遅滞したやうなわけでありまして。

○竹下豊次君 今度の問題で、しめつておるといふ問題、だれが考へても、セメントがどうだったかといふことが一番先に疑問を起す問題だらうと私は思ひます。窓の入口の所がちよつとすいておつたとか何とかいふやうなことは、これはむしろ小さいこととす。どこでもそんなにすぎがあるわけじやない。セメントの質が悪かつたといふことであつたら、これは全体に及ぶ影響ですから、私としてはききよの御報告には、それを一番先に御報告があるだらうと期待しておりました。しかし、どうも今まで承つておりました、なるほど強度を持たしてある所をぶち壊したら、それは大へんなことになる。そんなにたくさん取らないで、方々何箇所か少しずつでも取つて調べれば、大体の見当はつくものじやありませんか。それがおくれまして……、私の見込みじや、セメントが非常に大きな問題だ、疑惑のもとになるというやうなことが多いのじやないかといふやうな氣持がします。さうだとすれば、私のやうな疑問を持つ人が世間に多いとすれば、この問題は何か早くはつきりされませんと、何だか故意にでもその問題を發表されたいといふやうな、また重ねての疑惑が起らないとも限らないわけでありまして。せつと今準備中と承りましたから、なるべく早くそれをつ……、そして結果がよかつたといふことになることを私は期待しておるわけですね。

の指名には入れないようにいたしてお
ります。そういうようなわけで、私は

一番大事なのは良心的に仕事をしてくれる業者の選定にあると思うのでございます。いくら監督を嚴重にしようといはしませんが、良心的に仕事をしてくれませんというところ、どこかにミスが生じてしまいます。それでございますから、どうしても良心的な業者、そうして何か瑕疵があったらすぐにでも行つて直してくれるというような業者を選ばなければならぬ、こういうつもりで、相当業者の選定は嚴重にやつていくつもりでございます。従つて、公団の仕事になれていい成績であつたというものを、漸次数をふやしていきたい、こう思つております。漸次そういうふうにして、公団の仕事を良心的にするという業者、だれが見ても過ちのない業者というものが公団の仕事をしていくというふうにしていきたいと私は存じております。

今の子供の事件につきましては、あれは私の方ではなかつたのですが……。

○西岡ハル君　そうではないのですが、例として……。

○秋山長造君　私は前回、前々回、二回にわたりまして、金岡団地の工事の疎漏な点をいろいろ実例をあげて建設大臣なり公団総裁に御質問をいたしました。その結果、建設省でも公団の方でも現地について調査をされ、そうしてその結果、先ほど双方から現地視察の結果と将来の対策ということについて御発表があつたわけでありまして、い

れにいたしましても、設計なりあるいは工事そのものなり、あるいはこれに対する監督面なりについて、きわめて不十分な点が多々あったということ

を、事実についてお認めになったわけ
です。さらに、それに対処する方針を
も十分承わったわけですから、私はそ
れらの点は、一つ建設省並びに住宅全
国総裁のおっしゃったことをそのまま
すなおに受け取りたいと思う。で、
ぜひおっしゃった通りに必ず実行して
いただきたいということを申し上げ
まして、それらの細かい点についての
質問は、きょうはもうくり返さないこ
とにしたいと思います。

少し角度を変えて、別な面について
御質問したいと思います。

まず第一に質問したいことは、この建設省の御報告にも、それから總裁の御報告にも、結露現象ということがしきりに使われておるのですが、あの結露現象を防ぐためにコンクリートの建物には防水セメントですか、何かそういうものを外に使うことになっておるのじゃないのですか。この点はいかがでございますか。

○参考人(吉田安三郎君) 結露現象につきましては、将來の研究課題でありまして、今やっておるわけでございます。御質問のありましたように、モル

タルで内部を仕上げます場合にはいろいろな防水材を使ってもみ、いろいろなものを使っておるわけがございませうが、そういうようにコンクリートの、地盤に接した中の方から水が出てきて、表面にたまるという現象ではないようでございまして、室内におきます水蒸気と申しますか、その水蒸気が冷たい面に凝結してそこに露を結ぶと申しますか、そういう現象になるのでございまして、この前にもちょっと例を引いて申し上げたのですが、一番わかりいいのは、たとえ外から水のこな

いる。單価その他の方に制約をいたされますという、そういう十分なことも

なかなかいたしかねたのでございます。もちろん内部には宝物でないわれわれ日本国民が居住いたすのでございませうから、いろいろな点は十分考えたものではあります。こういうふうにひどくなつてくるようなことは考えなかつたのであります。この点は、先ほども申し上げましたように、われわれも、公団住宅を手塩にかけましていろいろこういう結露現象のできる原因につきましては、居住者の方々の御使用状況、これは今も統計的に公団自体としても調べておるのでございますが、やはり例をあげて申しますれば、アパート生活は留守が要らないので共稼ぎの方もおられれば、どうしても出がちな方がおられる。そういうような状況、それから内部でスチーム暖房よりはガス暖房の方がそういう現象が多いのでございます。そういうような事柄も、居住者の暖房の使用状況その他のものも、公団ではよく調べておるのでございます。これは、先ほど總裁から御報告のありましたように、われわれといたしましてはよくないことは再び繰り返したくないというので、謙虚な気持ちで居住者の方にも各戸について細大漏らさずお見せを願うように、公団職員も先ほど来現地に参りましてやつておるのであります。従いまして、秋山委員の御指摘になりましたように、材料その他の関係だけでもいきがたい点もございますので、二種工法その他の

工法もないでもないものでありますが、やはり住宅としての、何と申しますか、家賃と申しますか、そういうものとはね返りの、見返りの範圍内で、

何とかして、そういう現象のないようにしたいと思ひまして、先ほど来研究を続けてきているような状況でございます。少しくどくなつたようで恐縮でございますが、御了承願います。

○秋山長造君 私、建築なんかのことにについてはしるうとすけれども、しかし、ただ金岡団地は初めて手がけた住宅だから、まあ経験がなかったからということをしるうにおっしゃるのですけれども、なるほど住宅公園としてお建てになったのはこれは初めてかもしらぬが、しかし日本には民間住宅でも何でも昔からアパートなんかはたくさんあるわけなんです、だから当然昔からやつてきた経験を持った業者も多いことだし、だからまたまた住宅公園が費用を出して建てた建築が初めてだという、初めてなるがゆえに工事そのものもやはり粗漏があつたのも初めてだからやむを得ぬというのは、これはちょっと筋が違ふと思うのです。だからやはりこういう結構現象に限らず、雨が吹き降りになってコンクリートの壁をしみ通つて中まで入ってくる。この前、總裁のお言葉によると、これはコンクリートに雨がしみ込むのはあたりまえだと言はんばかりのお話があつたのですが、しかし、それはあたりまえじゃないので、やはり雨が吹き降りになつても中にしみ通らぬような、何か技術的な工夫というものがしてあるはずなんです。だから、これはもう長い建築の歴史の上に公園も出発しておるわけですから、だから初めてやつたことだからいろいろ手ぬかりがあつたり、技術的に足りない点があつたということ、私はあまりその理由にはならぬと思うのです。やはりこれは、先ほど

も建設省なり總裁が率直におっしゃつた通りだと思う。だから、まあそういう点は私もくろうとでないから、あまり専門的なことは言ひかねますけれども、とにかくこれは今後の改善を期していただくよりほかに方法はないと思ひます。それからこの工事の監督のことにについては、先ほど竹下委員からお尋ねがあつたのですが、私もやはりこれをいただいたときに、工事の期間とそれから監督をつけた期間、監督の勤務の期間ですね。そういうもの

との食い違ひがあつたり、それからまたこれだけの大きな工事にしては、監督員のどうも数からいいますと、それからまた年令、まあ若いからいかにぬというのを私は言ひませぬけれども、若い古いにかかわらず、監督員の資格その他について、どうもこれでは十分な監督はできかねるだろうという感じをやはり持った。あなたの方で出されている住宅公園の年報がございまして、これを私ちょっと拝見したのですが、この中には工事の監督については特に重点を置いておるようによいと思ひます。これは「業者の選定、設計上における斬新な創意、優秀な現場監督員の配置等の面に特に注意している」ということが書いてあります。これは去年のであります。それからさらにまた建築部職員のうち、その半数を現場監督員として充てて、特に工事の監督に重点を置いておるというように書いてあるのです。しかし、これはもう全く今の金岡の話聞きまして、この年報に書いてある事柄は全くこれは食い違つておる。それからもう一つは、私先ほどお尋ねした予定価格と、それから落札価格、さらに設計

変更による最終価格、このうちで全部の工事が途中で設計変更になつて費用がふえておるのです。こういうことは、何ですか、これはもう始終あることなんです。私この点がよくのみ込めないのですが。

○参考人(吉田安三郎君) 先ほど御指摘になりました監督員の点等につきましては、總裁からも報告書に書いておかれた通りでございまして、将来十分こういう点については強化をしていくようにいたしたいと存じます。なお、参事と書いてございしますが、公団の職制の方は技師、参事は会計別で、専門職は全部建築出になつておりますので、その点は十分注意してやりますと思つております。なお、設計変更の事柄でございしますが、多少の設計変更の増減というものはあるのが相当多いのでございしますが、この例につきましても調べてみましたところ、五階建をやつておるような所につきましても、一部根立工事をいたしまして——掘つてみて、そういうことをやりますと、地耐力の点でやや不足でありますので、基礎の大きさを大きくしたり、あるいはまた水道のパイプの引き込みその他の関係につきましてインチの小さいものを大きくしたとか、いろいろそういう事例があつたのであります。で、できるだけ当初に十分なそういう基礎調査をいたしまして、中途において設計変更等でないようにすることが望ましいのでございしますが、何と申しましても相当工期その他について張り切り過ぎて無理をしたという点もございまして、設計の期間も十分でなかつたようにございします。そういう点につきましても、今後十分注意をいたしまして、

できるだけ途中でそういう設計変更のないような設計で臨むように努力したいと、かように考える次第でございします。

○秋山長造君 それから次にお尋ねしたいのは、この金岡団地の用地の買収のことについて私少しお尋ねしておきたい。金岡団地の用地の買収価格を調べてみますと、大阪府が農民から坪八百円ですか、坪八百円で買ったものを、今度公団が大阪府から買う場合には三千八百円で買つておるのです。その間のいきさつを一つ具体的に私承知したい。

○参考人(吉田安三郎君) 大阪府から公団は買収したものであります。が、大阪府の方におかれましては、当時、今御指摘のような価格で買収されたかどうか、さだかに記憶いたしておりませんが、大阪府の方では買収された価格とその後金岡等も考えられ、また公団の方にお分けするときのその付近の土地の時価等を勘案せられ、なおまた、その土地は大阪府におかれましては公営住宅の予定地として買収をなされておりましたので、そういう方については、それぞれ建設省関係の方に大阪府の方から御了承の取りつけを願ひ、また大阪府におかれましては、その買収価格の決定につきましては、府議会の議決を経た上でないかと公団の方では買収ができないということになつておるわけでございます。従ひまして、当初は、内々の適正な、今申しました価格で譲渡をしてやろうという了解はついておつたわけでありまして、府会の正式に決定になるまでは、正式の取得権を公団は受けることはできないわけでありまして、従ひまして一時公団と

しましては、大阪府から土地を賃貸いたしまして工事を始めたわけでありまして、そうして、その次のたしか十一月府会が何かで、今言ひましたような基礎に立つたというお話で、大阪府の方では譲渡価格がこれ以上とするとどういふに、府議会が御決議をせられたのでありますから、公団といたしましては、十分その価格を検討いたしまして、適正な価格であらうと存じまして、その価格で大阪府から譲渡を受けたような次第でございします。

○秋山長造君 それはきわめて形式的な御説明なんです。私がお尋ねするのはそういうことじゃない。公団の方が三千八百円で買収されたということ、それはもう適正なる価格だと思つたから買収したとおっしゃるにこれはもうきまつています。聞かぬでも、だけれども、私が質問しておる要点は、八百円だったものがどうしてわずかな間に三千八百円に値上りしたのか、その間のいきさつですね、まあ府会が決議して要求したということもそれは事実としてあつたかもしれぬけれども、府会が議決をすれば、いくらせり上げられてもじゃ買つかうということもなつてきますから、おのずからあなたの方にはあなたの方で、坪についてあの土地はどれだけという何か基準があつてしかるべきもの、そうでなければ、ただ府の方から吹つかれただけ、はい、はいさうですかと言うわけにはいかないと思うのです。だから、その間の詳しいいきさつを聞きたい。それで、今あなたがおっしゃつたのは、金利その他という、金利ということについては具体的なお話があつたのですけれども、金利は百二十二円でしょ

う、坪について。買取されたときの金
利は百二十二円と私承知しているの
すがね。

○参考人(吉田安三郎君) 私の申し上
げましたのは、大阪府の方におかれま
しては、そういうような金利その他の
ものを考えたのが一応最低限といいま
すか、下限として考える、時価そのも
のを相当なものに考える、それを両方
大阪府の中で検討されて、そういうよ
うな三千八百円という議決をされたわ
けであります。公団といたしまして
は、その付近の長居その他の方も買取
いたしておりますので、それをその付
近のその当時におきます隣地あるい
は最も近い所の売買実例その他のもの
等比較検討いたしまして、今申しまし
た価格が適当だらうというので買取を
いたしたような次第でございます。

○秋山長造君 公団が土地を買収され
る場合に、まあ時価ということを一
つのたてにされると思う。その時価が
出て、幾らかということを判断される
基準というのは、やはりあの土地だっ
たら堺市ですね、市の固定資産の評
価額というものが、一つの有力な基
準になると思うのですが、その点はい
かがですか。

○参考人(吉田安三郎君) お説の通り
買取いたしますにつきましては、その
付近地におきます当該市町村の土地に
対する固定資産の評価額と、できるだ
け最近における売買実例等を見まし
て、そのあたりは固定資産の評価額に
対して倍率がどれくらいかということ
を見まして、そして譲渡をしてやろう
とおっしゃる会社、民間の方には、そ
の払っておられる固定資産の評価額を
換算いたしまして、そういう倍率から

すぐわかるわけがあります。この土
地につきましては、当時幾らで買取さ
れたのか、私もさだかに記憶いたして
おりませんが、原則としては、今申し
ましたように当該地方における固定資
産の土地に対する評価額と売買実例が
それに對して何倍ぐらいの倍率になっ
ておるかということをやキャッチいた
しまして、そして買おうと思う土地の
固定資産の評価額を調べてみて、それ
とその倍率以内になっておるかとい
うようなことを十分検討いたしてやつ
ておるような次第でございます。

○秋山長造君 あなたの御答弁では、
あまり具体的なことにお触れにならぬ
から、私の方から私が調べたことを申
し上げます。
大阪府があの用地を買収したのは二
十八年から十九年にかけて、そして
坪八百円で買っている。だから少く
もあの土地での売買価格というものは
二十八年から二十九年当時は坪八百
円だったわけですね。これは間違いな
い。大阪府が特に農民から安くた
いって買ったというわけではないし
からね。だからあの場所柄で坪八百
円というのが売買価格と認めざるを得
ない。それから堺市の三十一、去年で
すね、三十一年度の堺市の固定資産の評
価では、あの長居町分のこの土地は、
坪が九百八十円、それから島土町の分
は坪が八百四十円なんです。市の固定
資産の評価で、ですから、大体これは
もう今日現在もあるいはそれくらいだ
と思う。それからまたあなたの方で買
収された当時も、おそらく大阪府が買
収した八百円程度から九百円そこそこ
ぐらいいの間とこれは認定せざるを得
ない。にもかかわらず、それが一躍三千

八百円で買われたところ、ど
うも私は、ただときによって多少のそ
れは上り下りということはある
にしても、あまりにもこれは倍率が
き過ぎる。四倍ですからね。その内容
について詳細に調べてみますと、とり
あえずこういうことになっているよう
です。大阪府が農民から買い上げたの
が坪八百円、それからそのほかに買取
った坪八百円、公団に売り渡した時
までの利子が百二十二円ついているの
です。それからこの受け渡しに必要な
事務費に十八円、それからガス、水道
施設費として坪当たり六百円、極めて千
五百四十円、こういうことになってい
る。で、千五百四十円というものがい
ろんないきさつがあつて三千八百円ま
で値上りしているわけなんです。受
け渡しの過程において、だから千五百
四十円ならば、まあまあ必要経費を含
めての売買価格として一応うなずけ
線だと思ふ。それが三千八百円、二千
二百六十円というものがプラスされ
て、三千八百円で府から公団の手に
渡つておる。この点がどうも第一に疑
問なんです。それからもう一つはさ
き言いましたガス水道施設費の六百円
というの、私実は納得がいけない。
と申しますのは、あの用地は最初三万
坪ばかり坪八百円で府が買っておりま
して、そして半分ばかりを府営住宅
を建てたわけですね。あとの半分ば
かりはまだ手がつかずにおつたわけ
です。それに公団の方が目をつけられ
て、それから買取されたわけですね。な
るほど、あの前の半分の府営住宅を
建てた所、これは府の手でガス水道の
幹線を引かれたようですけれども、ところ
が公団が買われた土地は、これはもうた

だ農民から買上げたままで、そのま
まになっておつて、ガス水道はあそ
ういうことを私は承知しているのだ
が、それらの点はいかがですか。

○参考人(吉田安三郎君) 私の申し上
げましたことは、公団が土地を買収い
たしまして場合には、時価を相当額に
おきましていたすわけでございます。
御指摘のように公団の方へ原価
のままでお譲りいただくようになれ
ばこれにこしたことはないわけでござ
います。おきめになりました価格が三
千八百円、時価その他から考えて、そ
う無理がないということであつたわけ
であります。なお、ガスその他につ
きましては、計算はちよつと今の場合
なんです。普通土地を買収する場合に
は、ガスあるいは水道の施設がその土
地から何キロのところまででおるか
というところによつて、公団として買
収価格に相違をつけているわけであ
ります。と申しますのは、今AならばA
という土地と同じ価格の土地でありま
しても、そこへ建築いたしました場合
に、現在いわゆる都市ガスなら都市ガ
スがきております所とその団地との間
の距離が遠ければ、それだけ団地の中
へメイン・パイプを引くばつてくるの
に、ガス会社に対して、あるいは水道
工事等について分損金を出さなくちゃ
ならないようになっているのでありま
す。従いまして、そういうことを考え
られたのではないかとしように考え
られるわけでありまして、公団とし
ては、そういう事例がございます。な
らば、ガスがそばまできております
と、あとは団地内だけの工事でござ
いますから、そういうようなことによつ

ても土地の評価を變えておるような次
第でございます。

○秋山長造君 こまかい御質問にな
つて恐縮ですけれども、そうすると、大
阪府は最初三万坪ばかり、現在の金岡
団地の敷地を含めて全部で三万坪ば
かり、この三万坪ばかりの全部の土地に
ガスを引きよめるという計画でガス供給
法ですか、法律によつて工事の助成金
というのを幾分もらえることになつて
いるのですか。それを九百六十六万
もらっているのですか、三万坪分とし
て、全部へ住宅を建てるという前提の
もとに九百六十六万円もらっている。
ですから今度その半分をガス水道の施
設費ということで公団側が坪について
六百円も大阪府へ払われたとすれば、
当然この九百六十六万円というものの
中から、公団の買取された一万四千坪
余りのものに該當する助成金というも
のが、公団の方に還元してこなければ
ならぬのじゃないかと思うのですか。
ね。ところが、それが公団の方へ入
っていないように私は聞いています。
が、その点はいかがですか。

○参考人(吉田安三郎君) そういう点
につきましては、私もさだかではござ
いません。ガス関係につきましては、
確かに一戸当たり、ガスを道路からア
パートへ引きます場合に、個人住宅の
場合も、ガス会社によつて相違ござい
ますが、三千円ないし五千円あたりの
工事費はガス会社の方へ出すわけでござ
います。それは、その家の前の道路
からその家に引く工事についてござ
います。さらに今頭に浮びました
が、東京都内で青戸団地がございま
して、ここに公団が千戸余の家を建て
たのでございます。買取いたしました

た農民から買上げたままで、そのま
まになっておつて、ガス水道はあそ
ういうことを私は承知しているのだ
が、それらの点はいかがですか。

きの価格は七千八百円くらいだったと

おりがす。

記憶いたしております。数字は多少記憶でございますから確かでございますが、それが千戸余りの住宅ができますと、現在はあの辺の土地が現にもう二万円くらいしておりますて、相当高値になっておるような状況でございます。従いまして、時価と申しましたのは、金岡の土地に大阪府が六、七百戸のアパートを建てになりますというのと、まわりの土地はうんと上るのが通

○秋山長造君 私の聞いたところによりますと、大阪の支所の元吉勇太郎という計画部長がおいでになる。その元吉計画部長と、それから府の建築部の幹部との間、ごく少数の人の間で話し合いが行われて、そしてこの三千八百円という線が出されたというように聞いておるのですが、これはあなたの方、そういうことを御承知じゃないですか。

御方針その他によりまして、鉄筋アパートの大量のものは住宅公園が引き受けるように相なりまして、従いまして公営住宅の中の鉄筋の部分が、少しその年は減ったわけであります。従つて大阪府におかれても、鉄筋を建てるのに、建てる場所として取得はしたけれども、すぐ建つ計画はないということ、私たちの公園の方といたしましては、土地の取得が何と申しまして、こういう面には一番でございますし、

○秋山長造君　ただいまの御答弁によりますと、あの土地を大阪府が最初農民から買収するときから、これは建設省が相当関係しておる、そうして買収の費用についても、建設省からかなりの補助金が出ておる、こういうお話なんです。もし、そうだったら私はなにおさら、ただ一般の商取引のように、売る方はなるべく吹かけて高く売りつけるというようなことが、この公同

御見解を聞きたいし、それかなお公団の方でもし聞かせていただければいいにそこらの事情を、もう一度聞かしていただきたい。

○参考人(吉田安三郎君) この問題につきましては当初申し上げましたように、公団といたしましては近郷の価格の時価とも比較をいたしまして、公団の内部の価格、評価委員会等にもかけまして、それで適正だと思つて買収してあるわけでありませう。いろいろお尋

例でございます。これのよしあしについては、いろいろ論議もあるようでございます。そういうようなことから、府の方では、時価はこうだあだといふようなお話があり、とどの詰まりは、先ほど申し上げましたように、いろいろな角度から検討して、府は売るのならこの価格というように、これはまあ向う様のことでございますので、いろいろ所要の手続を経ておきめに

○参考人(吉田安三郎君) 私の聞いておりますのは、先ほど申しましたように、こういうことに関係いたしましたのは、やはり府の方の総務部関係のところ、いわゆる府の財産の管理をいたしておられます部門のところがそれでございまして、買うときには安く、売るときには高くというのは、これは何と申しますか、人情と申しますか、公営団体であろうが、どこであろうが、麥

ちょうど格好な土地と存じまして、大阪府の方へ譲渡することを申し上げたわけであります。そこで譲渡をするについては、国庫補助も受けてある問題でもございますから、その土地を買収しても、さらにまた将来の計画として、大阪府が土地を買収するのに支障を来たさないように処理するのがいいという条件で認可をされたように聞いております。従いまして大阪府が子

と府との間で行われるべきではない」と思うのですね。大阪府は建設省の指導によって、建設省から補助金をもらって、そうして農民から坪八百円で買っておったのでしょうか。しかも、それが一度に三万坪全部建ててしまふということもできなくて、半分だけ建てて、あと逆ばしておったのでしょうか。それと今度同じ建設省が関係し、また国の大きな金を使ってやっておる住宅公団

ねもありましたが、うる覚えの聞きかじりのことを御参考にし上げただけでありまして、それ以外のことにつきましては、八百円で府が買われたかどうか、そういうことにつきましても、私十分記憶もございませんので、その点は誤解のないように申し上げておきます。

○政府委員(鬼丸勝之君) 先ほど来お話の金岡団地の公団住宅の敷地は、私

なつたものであります。われわれとしては、やはり公団内部で、先ほど申し上げましたように、普通の土地を取得する場合と比較いたしまして、その価格が適正だと考えて買収いたしました次第でございます。それ以上、向う様の方でどういう計算をされたかとかどうかということは、私も今ちょっとわかりかねておるような次第でございますので、御了承願います。

りはないんじゃないかと思いますが、そういうような折衝をされたのは、総務部のたしか会計課ですか、そういうような関係と、それからやはり評価委員会が大阪府にもあって、そういう方で時価の点で相当問題が大いに論議されてやったように聞いております。なおもう一つは、大阪府の方におかれて、これは率直に頭に浮んだので申し上げるのでございますが、あの土地は

れによつて利潤を得ようとかどうとかいうようなことよりも、將來また木造住宅その他の公営住宅用地に、他に取
得しなくてはならない、そういうの
で、そういう事柄も勘案されて、いわ
ゆる正味の取得価格、先ほど御計算な
さいましたそういう価格よりも、金匳
の土地を売つても、その他の場所であ
れに身がわるべき土地を將來買って、
大阪府の住宅建設計画を遂行される、

が、同じ住宅建設という目的のために使うのだったら、主体がただ府と公団と、府と国と変わるだけで、その趣旨はもう全然同じなものですから、なおさら府の方からむやみに一般の商取引のように吹かけて高くされるといふことはあり得べからざることなんです。それからまた公団と府との間にあって建設当局としてもその間のあつせんといふことか、何かそういうことがあつ

の承知しておるところでは、たしか公営住宅建設用地として大阪府が買収しておったものの一部を、公団に当初年度の事業を急いでやるというためにも、公団に協力する意味で譲渡されたというふうに承知いたしております。ところでこの三千八百円の価格の適否の問題でございますが、あの当時たしか二十八年、二十九年両年度にわたつたのだったと思いますが、公営住宅の敷地

○秋山長造君 当時、府と公団との間で、この用地の売買の局に当たったのはとなたですか。

○参考人(言田安三郎君) 大阪支所のこと、計画部の賃貸住宅課の方でそういう仕事を所掌しておったわけでありました。従って支所長の指揮によって、そういうところで処理されたこと記憶いたして

建設省から、いわゆる公営住宅の次年度用地というので、大阪府では国の補助金を得て取得された土地でございまして、従いまして、その年度において、将来、そこに鉄筋の住宅をあれで建てられたので引き続いて建てていこうとというような計画があったやに聞いております。しかしながら、いろいろ国の

發足した公団にもすぐに使えるような土地を譲つてやれる所なら譲つてやれというような空氣も、全国にみながつておつたものでございますから、そういうような観点からせられたのかと私は推察いたす程度でございます。その内容につきましては、さだかに申し上げる資料を持つていないのを遺憾と

たに違いないと私は思うのです。だから、わずか八百円で二年前に買ったものゝを、二年後には今度は同じ目的でたゞ府がやるべきところを公団がやるというように主体が變つただけで三千八百円で買わなければならぬということ、どうも私はふに落ちないのです。が、その点は一ツ建設省の方からも私

がだんだん取得しにくくなったといふ情勢にかんがみまして、次年度以降の用地取得の予算をつけたのであります。二十八、二十九両年度その補助、これは補助をいたします予算でございますが、その予算に基いて大阪府初め各地公共団地で公営住宅用敷地を次年度以降に公営住宅を建てるための敷地

として買収しておると、ところがそれを特に協力する意味合いにおきまして、公団に譲渡しますについては、これは補助金が入ってあるもので買ったのでございますから、補助金は、今度公営住宅用地にならないと、補助金を返さなければいけませんという事情に相なるわけでございます。それから公営住宅の建設計画といたしまして当然でございますが、なお大阪府としては相当の敷地が必要であるという事情もございまして、しかるべき別のかえ地を必要とするということになりますと、そのかえ地にはその年におきましても相当の時期でなければ入手できないというような事情があると考えられるわけでありまして、そこで公営住宅用地として買った土地を賄いまして、譲渡した以上別にかえ地を求める必要もあるというようなことから、そのときの適正時価ということで、今の価格が検討された結果、決定されたものではないかと、これは、私はっきり断定的に申し上げるわけにはいきませんが、そのように推察されるのでございます。

○秋山長造君 建設省は、先ほど吉田理事がおっしゃったように、最初大阪府が農民から用地を買収したときには、まあ補助金は渡されたというところはただいまお話があったのですが、それ以外に、あつせんとか何か関係なさったのかどうか。それから今度府から住宅公団へ譲り渡すときに、建設省がどの程度関係されたのか、その点ちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(鬼丸勝之君) 私が聞いておりますところは、特にあつせんし

たという事実はございせん。これは公団側と府側との話し合いによって進められたと存じております。

○秋山長造君 吉田さんはその当時は大阪におられたわけじゃないのですか。

○参考人(吉田安三郎君) 買収業務の始まつてゐるときは、もうすでにこちらの方へ参つておりました、公団がでると同時にこちらへ参つておりました、大阪支所の方へは——本省として監督の責には任じておりましたが、直接向うに参つておりません。

○秋山長造君 では結局当時この用地の買収の現地の責任者といへば支所長ですか。

○参考人(吉田安三郎君) さように存じます。

○秋山長造君 田中さんですね。

○参考人(吉田安三郎君) そうでございます。

○秋山長造君 ただいまの住宅局長からも御答弁があつたわけですから、けれども、どうも私はわずか二年前に八百円で農民の手から取り上げた土地が、二年後にはもう三千八百円になつたということには、私納得いかない、ただいままでの御説明を聞いたところでは、この点は私どうも納得いかない、まで引き下がる、いつまでもあと味が悪く、一つ適當な機会に、なるべく早い方がいいのですが、一つ現地の当時のいきさつをよく知つた人に来ていただいて、私は詳しくこの点を説明していただきたいと思います。と申しますのは、もう總裁も御承知と思ひうのでありますけれども、六日に私大阪駅で買った新聞ですが、読売新聞の社会面に、五段抜きで住宅公団の大阪

支所をめぐるこのいわゆる不正事件という見出しで、まあいろいろなことが出てゐるんです。これはおそらく御承知だと思ひます。で、私これはこのま

ま全部離れなすものだといふことを受け流して申し上げることは、これは遠慮しなすけれども、ただこの中に書

いてゐることをいろいろ読んで見ますと、うそだと私は言ひ切れぬ節があるのじゃないかといふ氣もするんで、特に読売新聞といふ權威を持った新聞

がこれだけ大きく書いてゐることなんです。それから、私は全然事實無根なことを初めからしまいで書かれてゐると

は思へない、あるいはこれに似たり寄つたりなことがあるのじゃないかとい

う氣がするの、これはあたりまえだと思ひます。で、これはある大阪弁護士会所所長の弁護士から大阪府の警察本部に対して告発状が出されたその内容

なんですけれども、まあ詳しくは申し上げませんが、この金園団地の總管理

人藤井勝治といふ人についての告発状なんです。何か水道料金を昨年の五月から九月まで五ヶ月間、二万四千円

水増しをして余分に集めて、それを横領して上げたといふことが一つの告発

の事実として上げられてゐるのですが、ね。この点はきわめて具体的に書いてあるわけですから、これらの点は公団の方でどういふふうにお考えにな

るのかといふこと、それから公団のこの請負入札のときに、マッチの軸木で落札者等をきめる抽せん談合をやつ

てゐるグループがあるといふことも、この中に書いてあるのですが、この前

も私御質問したのでありますけれども、入札の場合にまた談合をやるといふことは、これは公然の秘密のやうなこと

で、この間も新聞へ出ておつたかと思

うのですが、建設省から行かれた南部さんですか、あるいは不敏さんでした

か、どちらかの、この新聞へしゃべつておられた談話の中にも、どうも談合

といふことはあつてはいかぬことだけれども、どうも現実の問題として、こ

れは今のところ、どうにもいきめ手がないのだといふことを語られておつ

たと思ひますが、どうもこういふやうな一連のことを考えて見、さらに

八百円で農民から取り上げたものが、一、二年たつ間に三千八百円になると

いふことは、これはすぐそれとこちとをくつつけるわけじゃないけれど

も、どうも私不明朗なものを率直に言つて感ぜざるを得ないのです。これ

らの点は、先ほど座談的には、加納總裁はそういうものは誣告罪で告発する

といふふうにおつしやつておられまして、けれども、しかし、これはいづれに

しても住宅公団といふものが、これは当初の目的通り私正しく公明正大に、

しかも効果的に運営されるといふことを、私も国会議員の一人として、国民の一人として念願するにやぶさかなものではございせん。これだけのものが新聞に大きく出ておりますから、こ

ういふ問題についてどういふように対処されるか、總裁の御見解をお伺いしたい。

○参考人(加納久朗君) 今の新聞の記事でございしますが、私も調べております。そうしてそういうことはないと

思つております。しかしこれは同直が調べまして、いづれほんとうのことがわかると思ひます。それまでは私はその記事を通じておりません。

○秋山長造君 信じておらない……。

○参考人(加納久朗君) はい。

○参考人(吉田安三郎君) ただいま御指摘のありました水道料金云々につきましては、私が今まで調べ、報告に接してありますところを申し上げます。

本日も大阪支所と電話その他で打合せをいたしておりますが、水道料金の問題は、まず第一は、ああいうやうな団地に水道をつけます場合に、できるだけ各戸にメーターをつけまして、各戸で各家庭の方々が使用になられました水道料金を、直接当該水道関係、堺で

言えば堺市でございまして、堺市で取り扱ひを願うのが、われわれの念願でございます。ところがやはりそういう点につきましても、一戸々々の検針はなかなか困難だといふやうな事情に、ま

ず当初直面いたしましたのでございまして、水道料金は各戸検針をしていただいて、堺市に直接お納め願つておるやうな次第でございまして。当初は、こういうア

パートに対しまして、そういう各戸検針という点になかなか市の方で御理解を願えませんでしたので、やむを得ず公

団住宅の水道料金は、公団住宅へ参ります本管のところに取水のメーターを取りつけまして、そのメーターで一

括検針をしていただきまして料金を堺市の方へお支払いをしておつたやうなわけでございます。ところがやはり水道料金は各戸からいただくわけにはな

りませんので、公団といたしましては、公団の管理人その他が各戸のうちのメーターを見て参りまして、そして全部の金と照し合せながら、いただくやうになるわけでございます。そのときにも、堺市の各戸に検針をした場合の条例によつたやうな料金を算定いたし

ますという、使用方が幾ら少くても、基本料金というのがございまして、極端な場合には、その年に使わなくても水道料金を出さなければならぬ、そういうような水道料金の算定をいたしまして、集めて支払いをしていったわけでございします。従いまして、そういうようなことをやりました三月間の期間、全体のもので検針をして払いました額と、各戸から集めました額とは差がございします。総計で数千円程度でございしますが、そういうものが三月間たまったわけでございます。従いまして、管理人の藤井何がしは、公団住宅のそういう幹部の、住宅会その他の幹部の方々の方でも、これこれしかの理由で、これくらい金額が水道料金として残ってございします、というようにいたしまして、かというのを申し上げたそうでございます。それがどういいうように回り回って間違いましたのか、ただいまお読みになりましたような新聞記事になったように聞いております。しかも電話でございしたので、その点は文書その他で確認をいたしたいと思いますが、告発された方につきましても、そういう事柄をお取りやめになったようにも聞いたのであります。なおまた、先ごろ来、建設省からもおいでを願ひ、公団からもおくれはせでございしましたけれども、それぞれ補修その他もやりましたので、地元の金岡住宅の方々が、その管理人の藤井何がしに、どうも済まないことだったというように言われたという電話連絡があったというのを先ほど聞いたのでございします。そういう程度でございしますの、その点もまだ電話連絡でござい

すので、詳細の点が聞き違い、言い違いもあるかもしれませんが、そんなような状況でございします。

なお、第二に御指摘になりました業者のマッチその他による談合云々でございしますが、これはいろいろ風評も私も耳にいたしてあります。しかしながら、そういうことは私はないものだ、と信じております。もしそういう談合その他のことがありますれば、やはり先ほど御指摘の、工事がよくでき得るはずもございしません、またよくできまして、そういうような事実があれば、将来の指名その他については、われわれ顧慮せねばならぬと考えております。

○秋山長造君 まあその水道料金云々ということは、ここへたまたま書いてあるから、たとえとして言っただけで、今おっしゃるようなことであつてほしいと私も思います。ただ談合といふことについて、吉田理事は全然そんな事実はないとおっしゃったのです。が、この同じ日の同じ読売新聞ですが、菅監理官ですか、この監理官の現地を見ての談話の中には「業者の選定は官庁工事の経験者である藤原建築部長、元吉計画部長の二人で定められた。入札についての談話は建設行政のガンになつてゐるが、工事準備をあまり切り詰めることと工事手抜きされるおそれがあり、全面的に禁止するわけにいかないようだ」と、こう語られて、この公団住宅の入札について、やはり談合があつたというのを事実として認められてゐるような発言が新聞に載つておるんです。この通りしゃべられたかどうかという問題は残りますよ、残りますけれども、そういうこと

がここへ書いてあるんです。この点はどう解釈したらいいんですか。

○参考人(吉田安三郎君) 人様のおっしゃつたことでございしますし、新聞で書いておることの事実がどうかといふことは、私がお答えいたしかねるのでございします。ただ、そういうことがよく言われるのは、ときどき耳に入ります。が、そういうことのないようにやるように指示もいたしておきますし、今回の場合においても、そういう事実については私はないと信じております。

○秋山長造君 あなたのお話ははっきりしておるんです、そういう事実はないとおっしゃるんですけれども、片一方は、そういうことはやむを得ぬというように肯定的なことをしゃべつておられる、しかし、それは皆さんがここにおいでにならぬのだから、言うてみても始まりませんが、これは皆さんからあらためて聞きたいと思ひますけれども、しかし、もしあの工事の入札についてそういう事実があつた場合、あなたが今ないとおっしゃることは、もしあつた場合には、これはうそをおっしゃるようになるわけですね、そのときにはどうなりますか。あなた方はきつぱり責任をおとりになる心がまえといふものは持つておられるんですか、いかがですか。

○参考人(吉田安三郎君) 私は先ほど来申し上げておりますように、そういう事実はないと思ひます。もしそういうことがありますれば、そのときにおいて、対業者の処置、あるいはみずからの処置につきましても、そのときに適切な処置をとりたいと、かように考えております。

○秋山長造君 まあ今の点は、これは

管さんがまたこの席においでになつた場合に、あらためてそのあなたの御答弁との食い違いについて御質問したいと思ひますが、さらにこの新聞記事を読みますと、もっとひどいことが書いてあるのです。「公団職員に落札予定額の内通謝礼」、内輪に知らした謝礼ですね、「内通謝礼および工事期間中の買収や、もてなしの費用として約一割、落札業者の荒利益約二割」といふのが常識化してゐるといわれ、これでは採算がとれないと、落札者はセメントや建築資材の横流しで、この穴を埋めるため、工時には公団支出金の五割程度しか使われてゐない」といふた実情だといふようなことを書いてあるんですね。私はこれがもうこのまま一分一厘間違ひないとは保証できませんけれども、しかし、全然こういうようなこととに類するようなことがないとも私は保証できない。まあいづれにいたしましても、前々回から申しますように、国家的な、大きな国策に沿つて国の大きな資金を入れて、そして勤労者の住宅不足を解消して行くといふことで出資し、またそういう大きな国家目的を追求してゐる、この住宅公団について、こういう種類の、まあ、えてして公共事業なんかにはありがちなことですが、これも、同じようなことが公団住宅についても、とやかく世間で言われるといふようなことは、私は実に不愉快なんです。これはもうおそろしく總裁以下、またそういう質問をこの席でお受けになる方はもうと不愉快だろうと思ひます。これはもうお互いに不愉快なことなんです。不愉快なことだけれども、かりそめにもこういふ、これに類するようなことが事実としてあれば、これ

はもう断固として、やはりあなた方の責任において、私は処置してもらわなければいかぬと思ひます。そうしてあくまでこれは、ほんとうに文字通り公明正大な運営をやつていただかなければ、これはもう事はただこの住宅政策の根幹をゆるがすといふことだけであつて、政治そのものの信頼にかかわり、また建設当局、政府そのものの信用にかかわると思ひます。こういうことは疑つてかかれべきでない、疑つてかかれべきではないけれども、また、これはもう絶対にそういうことはあり得ないといつて、いかげんにはうつつおいて、事実あつた場合にはこれまた大騒ぎしなければならぬ、こういう問題について、まあ總裁が現地に行かれて、こういう金銭の問題はともかくとして、工事そのものについて疎漏な点、監督について疎漏な点、また現地の事業運営についての不十分な点、サービスの不十分な点があつたといふことは、これは少くともはつきりお認めになつておる。その上、こういう問題が、そのほかには絶対ないといふことであつてほしいと思ひますがね。建設大臣いかがですか。こういう問題について何かもう少しはつきりしたといふか、すつきりしたといふか、そういう運営の方法といふものはないものですか。たとえば入札なんかの手続その他にいたしましても、それから公団の運営、特に現地の運営ですね、そういう面について、あるいは業者とのいろいろな接点について、もう少しすつきりしたやり方といふものはできないものですか、いかがですか。

○国務大臣(南條徳男君) ただいま金岡団地の問題につきまして、いろいろ

はもう断固として、やはりあなた方の責任において、私は処置してもらわなければいかぬと思ひます。そうしてあくまでこれは、ほんとうに文字通り公明正大な運営をやつていただかなければ、これはもう事はただこの住宅政策の根幹をゆるがすといふことだけであつて、政治そのものの信頼にかかわり、また建設当局、政府そのものの信用にかかわると思ひます。こういうことは疑つてかかれべきでない、疑つてかかれべきではないけれども、また、これはもう絶対にそういうことはあり得ないといつて、いかげんにはうつつおいて、事実あつた場合にはこれまた大騒ぎしなければならぬ、こういう問題について、まあ總裁が現地に行かれて、こういう金銭の問題はともかくとして、工事そのものについて疎漏な点、監督について疎漏な点、また現地の事業運営についての不十分な点、サービスの不十分な点があつたといふことは、これは少くともはつきりお認めになつておる。その上、こういう問題が、そのほかには絶対ないといふことであつてほしいと思ひますがね。建設大臣いかがですか。こういう問題について何かもう少しはつきりしたといふか、すつきりしたといふか、そういう運営の方法といふものはないものですか。たとえば入札なんかの手続その他にいたしましても、それから公団の運営、特に現地の運営ですね、そういう面について、あるいは業者とのいろいろな接点について、もう少しすつきりしたやり方といふものはできないものですか、いかがですか。

岡団地の問題につきまして、いろいろ

はもう断固として、やはりあなた方の責任において、私は処置してもらわなければいかぬと思ひます。そうしてあくまでこれは、ほんとうに文字通り公明正大な運営をやつていただかなければ、これはもう事はただこの住宅政策の根幹をゆるがすといふことだけであつて、政治そのものの信頼にかかわり、また建設当局、政府そのものの信用にかかわると思ひます。こういうことは疑つてかかれべきでない、疑つてかかれべきではないけれども、また、これはもう絶対にそういうことはあり得ないといつて、いかげんにはうつつおいて、事実あつた場合にはこれまた大騒ぎしなければならぬ、こういう問題について、まあ總裁が現地に行かれて、こういう金銭の問題はともかくとして、工事そのものについて疎漏な点、監督について疎漏な点、また現地の事業運営についての不十分な点、サービスの不十分な点があつたといふことは、これは少くともはつきりお認めになつておる。その上、こういう問題が、そのほかには絶対ないといふことであつてほしいと思ひますがね。建設大臣いかがですか。こういう問題について何かもう少しはつきりしたといふか、すつきりしたといふか、そういう運営の方法といふものはないものですか。たとえば入札なんかの手続その他にいたしましても、それから公団の運営、特に現地の運営ですね、そういう面について、あるいは業者とのいろいろな接点について、もう少しすつきりしたやり方といふものはできないものですか、いかがですか。

○国務大臣(南條徳男君) ただいま金岡団地の問題につきまして、いろいろ

はもう断固として、やはりあなた方の責任において、私は処置してもらわなければいかぬと思ひます。そうしてあくまでこれは、ほんとうに文字通り公明正大な運営をやつていただかなければ、これはもう事はただこの住宅政策の根幹をゆるがすといふことだけであつて、政治そのものの信頼にかかわり、また建設当局、政府そのものの信用にかかわると思ひます。こういうことは疑つてかかれべきでない、疑つてかかれべきではないけれども、また、これはもう絶対にそういうことはあり得ないといつて、いかげんにはうつつおいて、事実あつた場合にはこれまた大騒ぎしなければならぬ、こういう問題について、まあ總裁が現地に行かれて、こういう金銭の問題はともかくとして、工事そのものについて疎漏な点、監督について疎漏な点、また現地の事業運営についての不十分な点、サービスの不十分な点があつたといふことは、これは少くともはつきりお認めになつておる。その上、こういう問題が、そのほかには絶対ないといふことであつてほしいと思ひますがね。建設大臣いかがですか。こういう問題について何かもう少しはつきりしたといふか、すつきりしたといふか、そういう運営の方法といふものはないものですか。たとえば入札なんかの手続その他にいたしましても、それから公団の運営、特に現地の運営ですね、そういう面について、あるいは業者とのいろいろな接点について、もう少しすつきりしたやり方といふものはできないものですか、いかがですか。

岡団地の問題につきまして、いろいろ

はもう断固として、やはりあなた方の責任において、私は処置してもらわなければいかぬと思ひます。そうしてあくまでこれは、ほんとうに文字通り公明正大な運営をやつていただかなければ、これはもう事はただこの住宅政策の根幹をゆるがすといふことだけであつて、政治そのものの信頼にかかわり、また建設当局、政府そのものの信用にかかわると思ひます。こういうことは疑つてかかれべきでない、疑つてかかれべきではないけれども、また、これはもう絶対にそういうことはあり得ないといつて、いかげんにはうつつおいて、事実あつた場合にはこれまた大騒ぎしなければならぬ、こういう問題について、まあ總裁が現地に行かれて、こういう金銭の問題はともかくとして、工事そのものについて疎漏な点、監督について疎漏な点、また現地の事業運営についての不十分な点、サービスの不十分な点があつたといふことは、これは少くともはつきりお認めになつておる。その上、こういう問題が、そのほかには絶対ないといふことであつてほしいと思ひますがね。建設大臣いかがですか。こういう問題について何かもう少しはつきりしたといふか、すつきりしたといふか、そういう運営の方法といふものはないものですか。たとえば入札なんかの手続その他にいたしましても、それから公団の運営、特に現地の運営ですね、そういう面について、あるいは業者とのいろいろな接点について、もう少しすつきりしたやり方といふものはできないものですか、いかがですか。

○国務大臣(南條徳男君) ただいま金岡団地の問題につきまして、いろいろ

はもう断固として、やはりあなた方の責任において、私は処置してもらわなければいかぬと思ひます。そうしてあくまでこれは、ほんとうに文字通り公明正大な運営をやつていただかなければ、これはもう事はただこの住宅政策の根幹をゆるがすといふことだけであつて、政治そのものの信頼にかかわり、また建設当局、政府そのものの信用にかかわると思ひます。こういうことは疑つてかかれべきでない、疑つてかかれべきではないけれども、また、これはもう絶対にそういうことはあり得ないといつて、いかげんにはうつつおいて、事実あつた場合にはこれまた大騒ぎしなければならぬ、こういう問題について、まあ總裁が現地に行かれて、こういう金銭の問題はともかくとして、工事そのものについて疎漏な点、監督について疎漏な点、また現地の事業運営についての不十分な点、サービスの不十分な点があつたといふことは、これは少くともはつきりお認めになつておる。その上、こういう問題が、そのほかには絶対ないといふことであつてほしいと思ひますがね。建設大臣いかがですか。こういう問題について何かもう少しはつきりしたといふか、すつきりしたといふか、そういう運営の方法といふものはないものですか。たとえば入札なんかの手続その他にいたしましても、それから公団の運営、特に現地の運営ですね、そういう面について、あるいは業者とのいろいろな接点について、もう少しすつきりしたやり方といふものはできないものですか、いかがですか。

岡団地の問題につきまして、いろいろ

はもう断固として、やはりあなた方の責任において、私は処置してもらわなければいかぬと思ひます。そうしてあくまでこれは、ほんとうに文字通り公明正大な運営をやつていただかなければ、これはもう事はただこの住宅政策の根幹をゆるがすといふことだけであつて、政治そのものの信頼にかかわり、また建設当局、政府そのものの信用にかかわると思ひます。こういうことは疑つてかかれべきでない、疑つてかかれべきではないけれども、また、これはもう絶対にそういうことはあり得ないといつて、いかげんにはうつつおいて、事実あつた場合にはこれまた大騒ぎしなければならぬ、こういう問題について、まあ總裁が現地に行かれて、こういう金銭の問題はともかくとして、工事そのものについて疎漏な点、監督について疎漏な点、また現地の事業運営についての不十分な点、サービスの不十分な点があつたといふことは、これは少くともはつきりお認めになつておる。その上、こういう問題が、そのほかには絶対ないといふことであつてほしいと思ひますがね。建設大臣いかがですか。こういう問題について何かもう少しはつきりしたといふか、すつきりしたといふか、そういう運営の方法といふものはないものですか。たとえば入札なんかの手続その他にいたしましても、それから公団の運営、特に現地の運営ですね、そういう面について、あるいは業者とのいろいろな接点について、もう少しすつきりしたやり方といふものはできないものですか、いかがですか。

○国務大臣(南條徳男君) ただいま金岡団地の問題につきまして、いろいろ

はもう断固として、やはりあなた方の責任において、私は処置してもらわなければいかぬと思ひます。そうしてあくまでこれは、ほんとうに文字通り公明正大な運営をやつていただかなければ、これはもう事はただこの住宅政策の根幹をゆるがすといふことだけであつて、政治そのものの信頼にかかわり、また建設当局、政府そのものの信用にかかわると思ひます。こういうことは疑つてかかれべきでない、疑つてかかれべきではないけれども、また、これはもう絶対にそういうことはあり得ないといつて、いかげんにはうつつおいて、事実あつた場合にはこれまた大騒ぎしなければならぬ、こういう問題について、まあ總裁が現地に行かれて、こういう金銭の問題はともかくとして、工事そのものについて疎漏な点、監督について疎漏な点、また現地の事業運営についての不十分な点、サービスの不十分な点があつたといふことは、これは少くともはつきりお認めになつておる。その上、こういう問題が、そのほかには絶対ないといふことであつてほしいと思ひますがね。建設大臣いかがですか。こういう問題について何かもう少しはつきりしたといふか、すつきりしたといふか、そういう運営の方法といふものはないものですか。たとえば入札なんかの手続その他にいたしましても、それから公団の運営、特に現地の運営ですね、そういう面について、あるいは業者とのいろいろな接点について、もう少しすつきりしたやり方といふものはできないものですか、いかがですか。

岡団地の問題につきまして、いろいろ

はもう断固として、やはりあなた方の責任において、私は処置してもらわなければいかぬと思ひます。そうしてあくまでこれは、ほんとうに文字通り公明正大な運営をやつていただかなければ、これはもう事はただこの住宅政策の根幹をゆるがすといふことだけであつて、政治そのものの信頼にかかわり、また建設当局、政府そのものの信用にかかわると思ひます。こういうことは疑つてかかれべきでない、疑つてかかれべきではないけれども、また、これはもう絶対にそういうことはあり得ないといつて、いかげんにはうつつおいて、事実あつた場合にはこれまた大騒ぎしなければならぬ、こういう問題について、まあ總裁が現地に行かれて、こういう金銭の問題はともかくとして、工事そのものについて疎漏な点、監督について疎漏な点、また現地の事業運営についての不十分な点、サービスの不十分な点があつたといふことは、これは少くともはつきりお認めになつておる。その上、こういう問題が、そのほかには絶対ないといふことであつてほしいと思ひますがね。建設大臣いかがですか。こういう問題について何かもう少しはつきりしたといふか、すつきりしたといふか、そういう運営の方法といふものはないものですか。たとえば入札なんかの手続その他にいたしましても、それから公団の運営、特に現地の運営ですね、そういう面について、あるいは業者とのいろいろな接点について、もう少しすつきりしたやり方といふものはできないものですか、いかがですか。

○国務大臣(南條徳男君) ただいま金岡団地の問題につきまして、いろいろ

はもう断固として、やはりあなた方の責任において、私は処置してもらわなければいかぬと思ひます。そうしてあくまでこれは、ほんとうに文字通り公明正大な運営をやつていただかなければ、これはもう事はただこの住宅政策の根幹をゆるがすといふことだけであつて、政治そのものの信頼にかかわり、また建設当局、政府そのものの信用にかかわると思ひます。こういうことは疑つてかかれべきでない、疑つてかかれべきではないけれども、また、これはもう絶対にそういうことはあり得ないといつて、いかげんにはうつつおいて、事実あつた場合にはこれまた大騒ぎしなければならぬ、こういう問題について、まあ總裁が現地に行かれて、こういう金銭の問題はともかくとして、工事そのものについて疎漏な点、監督について疎漏な点、また現地の事業運営についての不十分な点、サービスの不十分な点があつたといふことは、これは少くともはつきりお認めになつておる。その上、こういう問題が、そのほかには絶対ないといふことであつてほしいと思ひますがね。建設大臣いかがですか。こういう問題について何かもう少しはつきりしたといふか、すつきりしたといふか、そういう運営の方法といふものはないものですか。たとえば入札なんかの手続その他にいたしましても、それから公団の運営、特に現地の運営ですね、そういう面について、あるいは業者とのいろいろな接点について、もう少しすつきりしたやり方といふものはできないものですか、いかがですか。

と御心配、御配慮願いましたけれども、まことに感謝もし、恐縮に存するものであります。ただいまの御注意の問題につきましては、すべての建設者が扱っております請負業者の指名の問題でございますが、これは今まで、いろいろこれらの問題につきましても、事故のあるようなこともありまして、これらについては、指名のやり方、方法等については十分研究いたしまして、さような疎漏のないような措置をとっておるわけであります。

しかしこの住宅公園のような、あるいは公営住宅のような、特別公共性のあるものにつきましては、この点については、とくと留意しなければならぬ問題でございます。ただいま御指摘のような新聞記事等がありますと、特に国民の疑惑を受けるわけでありますので、これは特にすっきりした形において処理したいと、こう考えるようなわけでございます。まあこういう問題が起きたのを機会に、私も建設省としては、このことが起きたことはともかくとして、今後どんな公園住宅というものが拡大され、建築されるわけでありまして、先般来、建設省といたしまして、公団当事者、理事者側にも十分建設の場合における監督、請負契約等についても、すっきりした形においてやるべきことはもちろん、またこの管理という面に非常に、今後住宅がふえればふえるほど、力を増強して、そして手落ちのないようにしなければ、とかく集団的な団地でありまして、借家人同盟というものもできたり、それと借家人と家主というものが対立的な団体交渉がふえたので、一そうどうもうまくない。であり

ますから、管理の面において特にこれは考えなければならぬというようなことを考えまして、今度の問題につきましても、事実上さうな手落ちもあつたと思ひますが、この管理の面において、どうも私は公団の方の現地の人等が手落ちがあつたように思われます。そういうような点が入居者の感情を刺激したことが大きな原因でなかつたかと思ひますので、今後は、これらの点について十分公団の理事者側に注意をしてもらひ、そして今後の公園住宅の運営というものについて、国民の疑惑なり、あるいは御心配をかけないように行きたい、こう考えておるような次第であります。

○秋山長造君 先ほど住宅局長のお話では、今後の監督あるいはこの技術面の改善、あるいは公園住宅の建設費の基準の再検討というようなことのほか、今回の金岡団地の問題についても、さらに嚴重に調査して、そしてはつきり責任者の処置までつけると、こういうお話があつたのですが、これはもう建設大臣のはつきりした方針と承わつていいでしょうか。

○国務大臣(南條徳男君) 先ほど住宅局長からも御答弁いたしましたように、この問題はまだ綿密に調査をいたさなければならぬ点も残つておるようでありまして、これを十分調査いたしまして、その結果において、処置すべき点については十分この責任者等について、の処置を考えた、信賞必罰を明らかにして、きびしい形で臨んで、将来に禍根を残さないようにしたい、こう考えております。

○秋山長造君 私はずい早急にその通り実行していただきたいと思うのです

が、さらに詳しく調査を続行されるということですから、その続行される場合に、先ほど私が公団当局に繰り返しお尋ねしておりました用地買収の手続上の問題、それからたまたま新聞に書いてあつたことの一端をちょっと読み上げたのですが、こういうような問題あるいは請負入札にからまる談合等の問題、こういう問題についても、あなた方警察官でないですから、あまり無理なことの要求もできませんが、しかし監督官庁としては、ある場合はこれは警察当局なんかよりも、もっと徹底したこともやれないこともないと思ひます。私は一つこれはぜひ徹底的に調査していただきたい、そして黒白を明らかにしていただきたい、これを建設大臣にお願いいたします。

○国務大臣(南條徳男君) 今申し上げた通りでありますから、至急その点の処置をいたしまして、なお今御指摘の土地の売買価格の点において、いろいろ疑惑なり、御疑念があるようでありまして、これは先ほど来このことを聞きまして、公団側においても実際に売手の方の事情はわからぬ面があると思ひます。これはやはり大阪府の側にその真相を聞いてもらわなければ、すっきりしないと思つておりますが、建設省といたしましては、当時の大阪府における売買価格あるいは契約当時の状況等も、建設省の方からも向うに問い合せまして、これらの資料をまた加えて申し上げたいと思ひます。

○委員長(亀田得治君) ちょっと私から追加して二、三お聞きいたします。先ほど南部監理官からの報告によりまして、四月四日付現在で調査したところによると、数百件の瑕疵のあるところを発見した、そうでした、四月四日付。

○説明員(南部哲也君) 住居者のクレームです。住居者が、あそこが悪い、ここが悪いという苦情です。

○委員長(亀田得治君) 苦情が数百件と言いますと、はなはだ数がばく然としておるのですが、もう少し詳しく、どの程度ですか、三百件とか、四百件とか。

○説明員(南部哲也君) 約六百件であります。

○委員長(亀田得治君) 約六百件ですか。そこで、この前加納総裁が、この委員会では秋山君の質問に答えられた場合には、二十六、七軒悪い点がある、それに対してはほとんど直して、一軒だけまだ直さないのがある、そういうように大阪の支所の方から聞いておるといふ御答弁であつたように思ひます。そうでした、……そうすると、十軒や二十軒の違いなら私も聞き逃がせるのですが、あまりにもその間の数の開きが大き過ぎる、そういたしますと、大阪支所の住宅公園の本部に対するいろいろな報告ですね。こういうものは全くでたらめじゃないかという感じがするのです。もちろんこの約六百件の苦情というものが、全部苦情通り不当箇所ということにはならぬかも知れませんが、これは私はその半分が実際に手入れしなければならぬ不当箇所だとして、それにしたつて数の違いが多過ぎる、二十六、七と六百じゃ。こういうところから見ると、ずいぶん大阪支所の一つの運営と言いますか、相当問題があるのじゃないかという感じを受けておるのですが、たまにまこの南部監理官から、こういう数

字を聞いたのですから、その感じを非常に強くしておるのですから、あなた方どう考えますか。

○参考人(加納久朗君) どういうふうな速記になつておるか存じませんが、二十九軒そのときであつて、二十八戸だけは修理を終えて、あと一戸はじき一兩日のうち直しますと申し上げたのは、つまり窓のふちから雨が漏れて入つて来ておる、その修繕の個所のことを申し上げたわけですから、その他故障というものは、もう家を持っておりまして、のべつにあるのであります。これは非常にクレームがあるのでございす。申し上げたのは今の窓ふちのことだけ申し上げたのです。

○参考人(吉田安三郎君) 委員長ちょっと……

○委員長(亀田得治君) それに関連してですか。

○参考人(吉田安三郎君) そうです。先般来、前の委員会では総裁が申し上げましたのと、今度調査の違いについて率直に申し上げます。前回報告がありまして集計いたしましたのは、大阪支所が、金岡団地の居住者の方々の方からクレームがありましたものを受け付けて、受理しておる内容のものだけの集計を申し上げた次第であります。もちろん集計の方法が、集計と言います、みずから飛び込んで行つてまで調べないような積極性のなかつた点については、先ほど来、遺憾の意を表して参つた次第でございますが、今回参りました、秋山委員からお示しのありましたような事例があるかどうか調べに参つたのであります。秋山さんの方に

お出しいたしました資料は、これも突き合わせたわけでありませんから、さ

だかにはわかりませんが、金岡団地にございます住宅会という方で、十五日に、公園の方には全然別途に、どういふところをどうしてほしいかというところをお調べになったのがある、それが四百幾ら、四百四、五十あつたわけ、そのときにはっきりと、秋山委員から数字のお示しがなかつたのでありますが、われわれの方の資料は、大阪支所がクレームとして受け付けたものの処理並びにその集計を持って来ておつたのでありまして、秋山委員の御指摘のありましたのは、クレームとして公園の方にはじきお持ちを願えませんで、はなはだこれはわれわれとしては申しわけないのであります。秋山委員の方へ、こういう資料だと言つてお持ちになつたのと、そういう工合で食い違つたのでありまして、さつそく大阪支所におきましては、住宅会の方々にも、そういうものがあれば一日も早くこちらの方へお示しを願へば、至急に直したいましようというので、そういう資料をやつと住宅会の方々からもらひまして、それを突き合はしてみたら、いろいろ大小さまざまなやつが四百何件ある、こういう事情でございます。

○委員長(亀田得治君) 四百幾つですか。
○参考人(吉田安三郎君) その点もはつきりした集計もいたしてございませんが、四百四、五十と記憶いたしておきます。それから、その当時さらに公園からも参りまして、いろいろ留守のところも全部回つたのであります。が、まだ幸か不幸か、回りましたときに居住者の方がお留守で、中へ入つて調査のできなかった点も一部ござい

ます。そういう点につきましては、われわれの方といたしましては、言つてこられたクレームだけをとり上げてやつておつたことは、これは公園としても非常に消極的でございまして、秋山さんからお示しを願うまでもなく、われわれの方から飛び込んで行つて、そういうクレームに應じなくてはならないのでございまして。そういうものが四百四、五十あつた。なお一部は留守その他で、さらにまた全戸について調べておりますから、やつて行きたいと思つております。そういうものの中には、やはり御存じなくて、うちはおカビなんかございませんと云われまして、やはりよく調べよということでも指示をいたしました。そういううちへもお許しを得て中へ入りまして全部調べております。先ほど申しましたように、カビの発生は結露の関係が唯一の関係でございまして。先ほど御指摘がございましたように、私どももこの席でお誓ひいたしましたように、十分にその点を調べて根本的に解決をいたしたい。なおまたクレームとして追加いたしましたものなどに関するいはまた補修をしなければならぬものについては補修をいたす、そのため関係方面とも連絡をいたすなど、ただいまそういうような処理で取り進んでおるような次第でございまして。はなはだ、われわれの方が飛び込んで行かなかつた結果、こういうことになりましたことは、私も私どもといひまして、非常に皆様に申しわけないと思つております。

○委員長(亀田得治君) それからもう一つ、私はまあ技術的な点がよくわからぬ点があるのですが、お出しになった報告書の付録の別紙三に、竣工検査状況というのを書いてありまして、竣工検査月日というものがここに書いてあります。これはもうほとんどまゝ一日で検査をしておりますが、これはどうなんですか。実際どの程度の時間をかけてやつておるのか、ただばつと見て回つた程度ということなのか、どういふことなんですか。たんにねんにやれば相当日数がかかるようにも思うし、それからこれほどたくさんのおとからの問題が出ておるのですから、その当時に相当発見されるべきものだと思うし、この竣工検査日といふのは一日ぐらいいいのですかね。

○参考人(吉田安三郎君) 竣工検査につきましては、その建物の規模によりまして検査の日数は違つてくるわけであります。特にこういう住宅におきましては、各戸について、それから建具その他につきましては、全部動かして一応やるわけでございまして、相当な日数を要するわけであります。これはおのおのそういうようなことに関連いたしまして、監督官を随時出しまして、延べにいたしまして約五百日ぐらひに上つたと思ひますが、そういうような監督をいたしたわけでございまして。御指摘のように、そのときなぜわからないかという御質問でございまして、今の結露現象その他につきましては、遺憾ながら、そのときには全然そういう現象が出ていないのでございまして、これはそのときには、そういうこととはわからないのは私も私もわづを得ないと思ひます。なおまた、窓その他

からの雨水の侵入その他も、これはよほどのものがない限り、異状があるかどうかをずっと見て回るわけでございますから、非常に大変な仕事であります。それから、それがない場合には、一々それをずっと見て目を通して行くわけでありまして。その方の指示はいたしてございまして。十分検査はいたしておきます。ただ、中には節やその他のものがあるものですか、そういう点で、後刻そういうふれとか、曲りとかいろいろ出て参りますが、検査をいたしました直後には、そういう事例がなかつたように聞いております。それが真相だと私は考えております。

○委員長(亀田得治君) それから手直し完了日といふところに、ずっと日を書いてあります。ほとんど全部手直しをしておるようですが、これはどういふ工事でも必ず若干の手直しというものは全部あるものですか、手直しをしなくてもいいように思ふのですが、なかなかやれば、これは全部してまうね。こういう点はどうか。
○参考人(吉田安三郎君) 工事につきましては、大小手直しというものがほとんどあるのが通例でございまして。これは申し上げ方が非常にへたかもしれませんが、必ず検査をしたら、あとに手直しをやらすのが通例でございまして。
○委員長(亀田得治君) 最後に、この管理の問題ですが、住宅公園の場合には、一応国が家主のような格好になる。しかしその居住者ですね、居住者はあつて集団的にたくさんいるわけですから、そういうまあその家賃の構成と言ひますか、そういうものは、公

団の職員の人件費等まで全部含まれてゐるものなんですか、計算の仕方でも。そういうふうになつてきまして、もともとあれは税金で建てた建物です。だからその普通の個人の家主がたなすを入れてゐるというふうなものと、若干感じが違つてくるのじゃないかと思ひます。全部公けの費用なんですから、言つてみれば、洗つてみれば……。そうしてたくさんの方がそこに住んでゐる、そういうようなものですから、この金岡団地なら金岡団地自身を運営して行く場合に、公園の職員の人だけが何か家主というふうな立場で支配して行くのじゃなしに、やはり居住者自身の一つの組織と言ひますか、そういうものが金岡団地の運営にも堂々とタッチして行く、こういうことの方がほんとうのうちに思ふのですが、これは少しくさうでなく、何か非常に無理があるように思ふのです。むしろその方がスムーズに行くのじゃないか、だれだつて自分の居住地をお互いにきれいにしたい、住みよくしたいという希望を持てゐるのですから、そういう善意の希望はみな持つてゐるのですから、むしろそういうものなら、もともと全部これは税金ででき上つてゐるものだから、積極的に公園の運営自身に参加させる、参加のさせ方にはいろいろ検討の余地があると思ひますが、これはしかし公園だけの気持だけでは処理できない、若干法的な問題にも影響するかもしれない、こういう点について、今度のまあいふいろいろ争ひが起きたことを契機にして、私ちょっと感じた点ですが、やはりものすごい勢いで皆さんやつて来ました、そういう点、建設大臣の方でどん

なような感じを持っておりますか。

○国務大臣(南條徳男君) その点については、先ほど私からも今後の処理として、だんだん住宅がふえればふえるほど管理がなかなかむずかしい、管理の方法としては、十分これは一つ新しい考え方をもち、そうして入居者に不満を与えないように、感情的に対立しないようにやらなければならぬというのを公団の方にも指示しておりますが、今の委員長のお話のようなくとも十分考慮に入れます、今後の管理、運営方法、善処方については、十分とくと考慮したいと思っております。

○委員長(龜田得治君) ほかに御発言ありませんか。……他に御発言がなければ、委員会はこれにて散会いたします。

午後五時三十一分散会

四月五日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、退職公務員の恩給改訂に関する請願(第一六二二号)(第一六二三号)(第一六二四号)(第一六二五号)(第一六二六号)(第一六二七号)(第一六二八号)(第一六二九号)(第一六三〇号)(第一六三一号)(第一六三二号)(第一六三三号)(第一六三四号)(第一六三五号)(第一六三六号)(第一六三七号)(第一六三八号)(第一六三九号)(第一六四〇号)(第一六四一号)(第一六四二号)(第一六四三号)(第一六四四号)(第一六四五号)(第一六五〇号)(第一六五五号)(第一六六〇号)(第一六六五号)(第一六七〇号)(第一六七五号)(第一六八〇号)(第一六八五号)(第一六九〇号)(第一六九五号)(第一七〇〇号)(第一七〇五号)(第一七一〇号)(第一七二〇号)(第一七三〇号)(第一七四〇号)(第一七五〇号)(第一七六〇号)(第一七七〇号)(第一七八〇号)(第一七九〇号)(第一八〇〇号)(第一八一〇号)(第一八二〇号)(第一八三〇号)(第一八四〇号)(第一八五〇号)(第一八六〇号)(第一八七〇号)(第一八八〇号)(第一八九〇号)(第一九〇〇号)(第一九一〇号)(第一九二〇号)(第一九三〇号)(第一九四〇号)(第一九五〇号)(第一九六〇号)(第一九七〇号)(第一九八〇号)(第一九九〇号)(第二〇〇〇号)

六三四号(第一六三五号)(第一六五五号)(第一六五六号)(第一六五七号)(第一六五八号)(第一六五九号)(第一六七二二号)

一、元満州鉄道の社員に関する恩給法等の特例制定に関する請願(第一六七三三号)

一、積雪寒冷地の公務員給与改善に関する請願(第一六九七号)

一、旧海軍特務士官等の恩給改訂に関する請願(第一七二二二号)

第一六二二二号 昭和三十三年三月二十三日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願 請願者 新潟県長岡市学校町長 岡地区国鉄退職者協会 内 馬場一外百四十六名

紹介議員 西川弥平治君

退職公務員の恩給は、いまなお、未解決の問題が残されているから、(一)恩給額計算の基礎となつての仮定俸給額を、すみやかに一万五千円給与水準に改訂すること、(二)近く行われる公務員給与表改正に伴う改定を考慮すること、(三)昭和三十一年六月公布の法律第一四九号中に規定された諸制限条項の撤廃を行うこと等の公正な法律的予算的措置を講ぜられたいとの請願。

第一六二三号 昭和三十三年三月二十三日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願 請願者 愛知県蒲郡市竹谷町江 畑三八ノ一 松尾幸治 郎外二百七十六名

紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第一六二二二号と同じである。

第一六二四号 昭和三十三年三月二十三日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願 請願者 兵庫縣城崎郡城崎町桃 島一、〇一五ノ四 石 田文夫外四百四十二名

紹介議員 成田 一郎君

この請願の趣旨は、第一六二二二号と同じである。

第一六二五号 昭和三十三年三月二十三日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願 請願者 大阪府阿倍野区文の里 三ノ三三 出口憲外五千五百四十七名

紹介議員 左藤 義詮君

この請願の趣旨は、第一六二二二号と同じである。

第一六二六号 昭和三十三年三月二十三日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願 請願者 東京都台東区浅草松清 町八五 五味潤正勝外七百一十一名

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第一六二二二号と同じである。

第一六三六号 昭和三十三年三月二十五日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願 請願者 愛知県額田郡幸田町大字大草字大塚九七 伊 野鯉之助外八十六名

紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第一六二二二号と同じである。

第一六三七号 昭和三十三年三月二十五日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願 請願者 名古屋市中千種区高見町 五ノ一四 高木鶴石 門外六百九十六名

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第一六二二二号と同じである。

第一六三八号 昭和三十三年三月二十五日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願 請願者 愛知県岡崎市六供町一ノ二九 岡田栄次外五百一十一名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第一六二二二号と同じである。

第一六三九号 昭和三十三年三月二十五日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願 請願者 愛知県瀬戸市東山町四八 長江鎌治郎外四十二名

紹介議員 成瀬 暢治君

この請願の趣旨は、第一六二二二号と同じである。

第一六四九号 昭和三十三年三月二十五日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願 請願者 愛知県安城市山崎町大手四七 後藤善一外三百八十三名

紹介議員 森 八三一君

この請願の趣旨は、第一六二二二号と同じである。

第一六五三三号 昭和三十三年三月二十六日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願 請願者 愛知県西春日井郡新川町大字須ヶ口七九 安 藤彦三郎外百十五名

紹介議員 重宗 雄三君

この請願の趣旨は、第一六二二二号と同じである。

第一六五四号 昭和三十三年三月二十六日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願 請願者 埼玉県浦和市高砂町五ノ一四八 埼玉県退職公務員連盟内 有元久五郎外四千二百三十一名

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第一六二二二号と同じである。

第一六五八号 昭和三十三年三月二十六日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願 請願者 愛知県一宮市萩原町萩原三ノ一 角田政一外三百十四名

紹介議員 吉田 萬次君

この請願の趣旨は、第一六二二二号と同じである。

第一六五九号 昭和三十三年三月二十六日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願 請願者 愛知県刈谷市大字熊字 前屋敷百八十番ノ二地 中根政次郎外七十二名

紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第一六二二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一六六〇号 昭和三十三年三月二十六日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 福井県武生市片屋町第一九ノ一八 井上鏡子
外三百四十一名
紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一六七四号 昭和三十三年三月二十七日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 山口県岩国市大字車二一七 村上賢一外三百六十四名
紹介議員 重宗 雄三君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一六七五号 昭和三十三年三月二十七日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 愛知県豊橋市植田町字的場二ノ一 佐原省之
外五百十八名
紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一六七六号 昭和三十三年三月二十七日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 栃木県河内郡南河内村大字谷地賀八五三 保坂平市外七百二十六名

紹介議員 佐藤清一郎君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一六九八号 昭和三十三年三月二十八日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 名古屋市中区東畑町二ノ一八 高田恒治郎
外二百三十六名
紹介議員 大谷 賛雄君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一七二三号 昭和三十三年三月二十九日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 兵庫県保新宮町下笹三二 森本俊治外五百十名
紹介議員 鹿島守之助君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一七二七号 昭和三十三年三月二十九日受理

退職公務員の恩給改訂に関する請願
請願者 名古屋市中区北野町二ノ二五 上杉卓爾外五十四名
紹介議員 大谷 賛雄君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一六二七条 昭和三十三年三月二十三日受理

公務員の給与引上げ等に関する請願
請願者 静岡県田方郡北狩野村柏久保六一九 静岡県教育

職員組合田方支部内 小野弘 赤松 常子君

公務員の給与は、昭和二十九年以来改善されず放置されているが、昭和三十一年度予算において、人事院勧告による民間賃金との較差二千円（昭和三十一年初頭現在）をはるかに下回る千二百円の賃上げを一年後の本年四月から実施することを目安としているが、その裏で給与体系の改悪が横行されようとしていることは承服できないから、（一）一律二千円の給与引き上げと給与の不合理是正（昭和三十一年四月一日から）、（二）十八歳八千円の最低賃金制度の早急な確立、（三）不当な転退職を行わないこと、（四）年収五十万円以下の所得者の税率引下げと地方財政の確立（交付税の引上げによる）、（五）底上げ方式による地域給の撤廃と不合理な地域指定の是正、（六）消費者米価、鉄道運賃のすえ置、（七）スシ請学級解消のための教員定数の増加等をすみやかに実施されたいとの請願。

第一六三三三号 昭和三十三年三月二十五日受理

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願（三通）
請願者 富山県高岡市五十里二、五四三 宮下宗一 外二名

昭和三十年度政府当局において実施された旧軍人の加算実体調査に基き、三十二年度はぜひ加算復元実施の措置を講じ、恩給権失格者となっている七十七万人（大多数は赤紙返召者）の旧軍人が一日も早く恩給の恩典に浴し得るよう善処せられたい。但し、この場合の加算制復元は、これらの人々に、かつての加算廃止によつて失つた普通恩給を受ける権利を取得させることを目的とするものであるから、一般旧軍人の恩給年額の引上げには関連させないで特段の配慮をせられたいとの請願。

第一六三四号 昭和三十三年三月二十五日受理

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願
請願者 岡山市上伊福岡山県庁世話課内 宇垣松四郎 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一六三三三号と同じである。

第一六三五号 昭和三十三年三月二十五日受理

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願
請願者 山形市宮町山形県護国神社社務所内 南雲親一郎外九千九十三名
紹介議員 泉山 三六君

この請願の趣旨は、第一六三三三号と同じである。

第一六五五号 昭和三十三年三月十六日受理

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願（三通）
請願者 富山県婦負郡婦中町富山県軍人恩給権擁護連盟婦負支部内 内山吉太郎外二名
紹介議員 石坂 豊一君

この請願の趣旨は、第一六三三三号と同じである。

第一六五七号 昭和三十三年三月十六日受理

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願
請願者 鹿島島県肝属郡垂水町二川 西村弘 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一六三三三号と同じである。

第一七二二号 昭和三十三年三月二十九日受理

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願
請願者 熊本市大江町大江三二 千田貞雄外千四百六十五名
紹介議員 寺本 廣作君

この請願の趣旨は、第一六三三三号と同じである。

第一六七三三号 昭和三十三年三月二十七日受理

元満州鉄道の社員に関する恩給法等の特例制定に関する請願
請願者 神奈川県中郡大磯町西

第一六五六号 昭和三十三年三月十六日受理

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願
請願者 千葉市黒砂町四九六 中永太郎外六百七十二名
紹介議員 伊能繁次郎君

この請願の趣旨は、第一六三三三号と同じである。

第一六五七号 昭和三十三年三月十六日受理

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願
請願者 鹿島島県肝属郡垂水町二川 西村弘 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一六三三三号と同じである。

第一七二二号 昭和三十三年三月二十九日受理

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願
請願者 熊本市大江町大江三二 千田貞雄外千四百六十五名
紹介議員 寺本 廣作君

この請願の趣旨は、第一六三三三号と同じである。

第一六七三三号 昭和三十三年三月二十七日受理

元満州鉄道の社員に関する恩給法等の特例制定に関する請願
請願者 神奈川県中郡大磯町西

小磯九二滿鉄昭四会内

柴屋亮之助

紹介議員 安井 謙君

元南滿州鉄道株式会社の日本人社員にして終戦時まで引続き会社業務に従事した者に対し、会社在职期間を公務員の外国における公務在职期間とみなし、及び満州事変以後の公務並びに戦間による死傷者は軍属とみなして、現行恩給法、国家公務員等退職手当暫定措置法、国家公務員災害補償法、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び人事院規則を全面的に適用又は準用する立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一六九七号 昭和三十二年三月二十八日受理

積雪寒冷地の公務員給与改善に関する請願

請願者 新潟県議会議長 小笠原九一

紹介議員 西川弥平治君

積雪寒冷地の公務員に支給されている寒冷地手当及び石炭手当は、今日まで多少の改善が加えられてきたが、この制度にはなお是正すべき多くの不合理な点が含まれているから、(一)「国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律」の第一条第一項中の「百分の二十」を「百分の二十五」に改めること、(二)薪炭手当に関する人事院勧告を完全に実施すること、(三)寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当は寒冷度に基づく生計費の補給であるから新たに豪雪手当を設けること、(四)新潟県内の寒冷地手当支給地域区分については現行四級地から五級地に引上げることが妥当と認められる地域が多数あるからこの引上げを

考慮すること等の改善措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第一七二一号 昭和三十二年三月二十九日受理

旧海軍特務士官等の恩給改訂に関する請願

請願者 熊本市大江町大江三二

千田貞雄外二百四十

二名

紹介議員 寺本 廣作君

去る第二十四国会で衆、参両院において採択された旧海軍特務士官、准士官の恩給是正に関する請願は、恩給支給の基礎となる仮定俸給が、その俸給よりマイナスであり或は他の階級に比べいちじるしく低率のためその支給額に及ぼす不合理の是正を請願したもので、実に恩給の本質に関する重大意義をもつものであるから、今期国会においては是非とも妥当なる是正措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十一年四月十三日印刷

昭和三十一年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局